

岩美町こども・若者未来計画

令和7年3月

岩 美 町

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	用語の定義	1
3	計画の位置づけと期間	2
第2章	岩美町の現状	4
1	人口と世帯及び社会の動向	4
2	保育・教育施設等の状況	9
3	ニーズ調査からみた岩美町の子育ての状況	11
第3章	計画の基本的な考え方	16
1	基本理念	16
2	基本目標と施策	17
3	計画の体系	18
第4章	事業計画	19
1	【基本目標1】安心して子どもを産み育てられる環境づくり	19
2	【基本目標2】社会的な支援が必要な子ども・若者への支援の充実	23
3	【基本目標3】仕事と子育てを両立するための支援の充実	26
4	【基本目標4】子ども・若者の権利と安全を守る環境づくり	28
5	【基本目標5】子ども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実	30
第5章	教育・保育・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	33
1	教育・保育等提供区域の設定	33
2	幼児期の教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制	33
3	教育・保育事業等の量の見込みと確保方策	34
第6章	計画の推進に向けて	40
1	計画推進の基本的な考え方	40
2	計画の点検・評価	40
	資料編	42

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、「地域で子育て応援 笑顔あふれる 岩美町 ～豊かな子育て 未来を築く～」を基本理念として、令和2年に策定した「岩美町子ども・子育て支援事業計画(第2期)」に基づき、切れ目のない子育て支援施策を展開してきました。

令和5年4月に全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的に「こども基本法」が施行されました。

また、国において同年12月に「こども大綱」が示され、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活(ウエルビーイング)を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こどもに係る施策を総合的かつ強力に推進しようとしています。

さらに県においては、令和6年3月に「シン・子育て王国とっとり計画」を策定し、地域全体で子育てを支え、全てのこどもが伸び伸びと育ち、子育て中の誰もが喜びを感じ、若者が将来に夢や希望が持てる全国一子育てしやすい鳥取県「シン・子育て王国とっとり」の実現を目指しています。

ウエルビーイングの向上、子育てのしやすさを目指すことは、持続可能な社会の実現には不可欠です。そこで、「こども大綱」及び「シン・子育て王国とっとり計画」の内容を勘案し、子ども・子育て支援事業計画等のこども関連計画を一体的に、こども基本法に基づく「岩美町こども・若者未来計画」を策定し、子ども・子育て支援事業に関する事業量等を定めるとともに、こども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。

2 用語の定義

この計画において用いる語句の意義は次のとおりです。

(1)こども・若者

こどもは、こども基本法で定義する「心身の発達の過程にある者」をいいます。若者は、そのうち思春期(概ね中学生から18歳まで)から概ね30歳までの方を示し、施策によっては40歳未満を含みます。なお、法令等で「子供」、「子ども」と表記されている場合を除き、本計画では、「こども」と表記しています。

(2)教育

教育基本法第6条第1項に規定する学校において行う教育(満3歳以上のこどもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの)をいいます。

(3)保育

児童福祉法(第6条の3第7項)でいう定義で、養護および教育(満3歳以上児に対する幼稚園又は特別支援学校幼稚部で行われる教育を除く。)を行うことをいいます。

(4)認定区分

次のア)～ウ)の区分をいいます。

ア)1号認定・・・満3歳以上の小学校就学前のこども(2号認定のこどもを除く。)

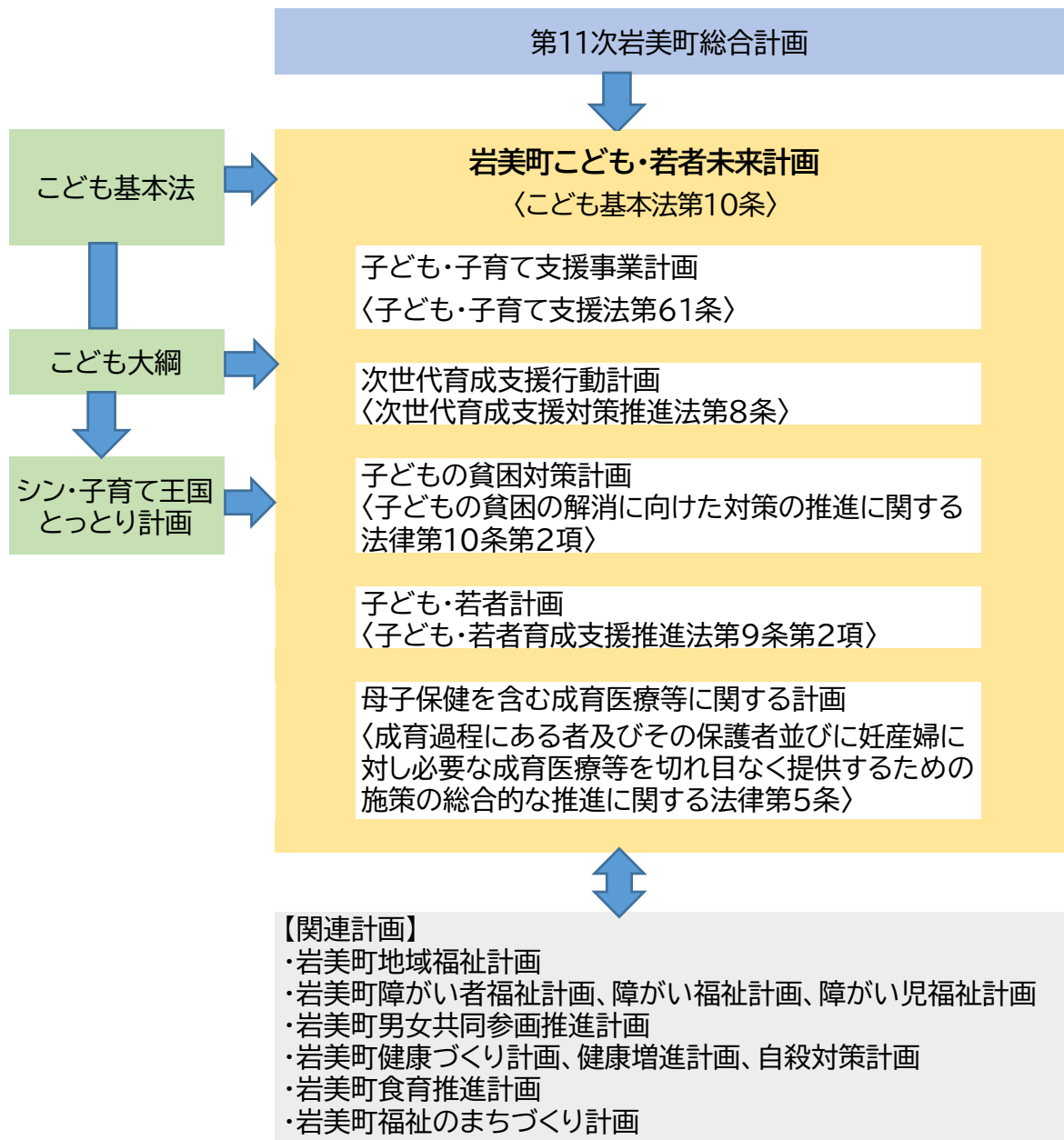
イ)2号認定・・・満3歳以上の小学校就学前のこどもであり、保護者の就労等により家庭に必要な保育を受けることが困難であるもの。

ウ)3号認定・・・満3歳未満のこどもであり、保護者の就労等により家庭に必要な保育を受けることが困難であるもの。

3 計画の位置づけと期間

(1)計画の性格

本計画は、「第11次岩美町総合計画」を上位計画とし、岩美町地域福祉計画等の分野別計画との整合性を図りながら、施策を総合的、一体的に推進していきます。



(2)持続可能な社会の実現に向けて(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)は、「誰一人として取り残さない」ことを理念に掲げ、生活の質を向上させることが主要な目標の一つと言えます。SDGsの目標の追求は諸課題の解決にも共通するものであり、本計画においてもSDGsの視点を意識して、こども・若者に関する取組を推進していきます。



(3)計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、毎年度、計画に基づく施策、その他地域における子ども・子育て支援施策の達成状況等について点検・評価するとともに、保育ニーズや様々な状況の変化に対応するため、計画期間の中間年に計画の見直しを行うこととします。

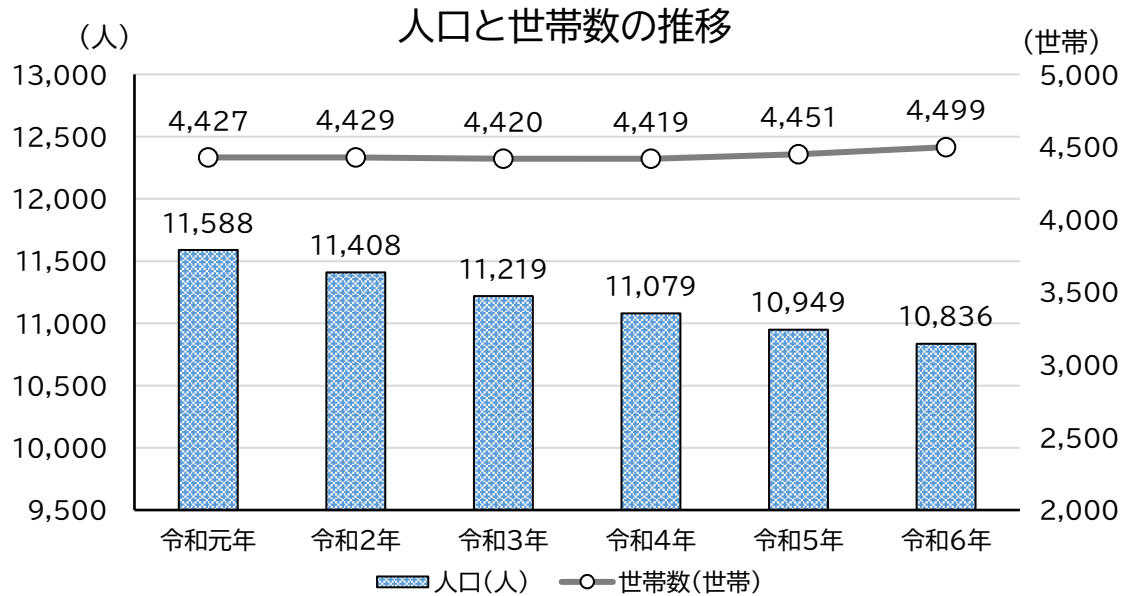
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
岩美町子ども・子育て支援事業計画(第2期)										
					岩美町こども・若者未来計画					
		中間年 見直し					中間年 見直し			次期計画

第2章 岩美町の現状

1 人口と世帯及び社会の動向

(1)人口と世帯

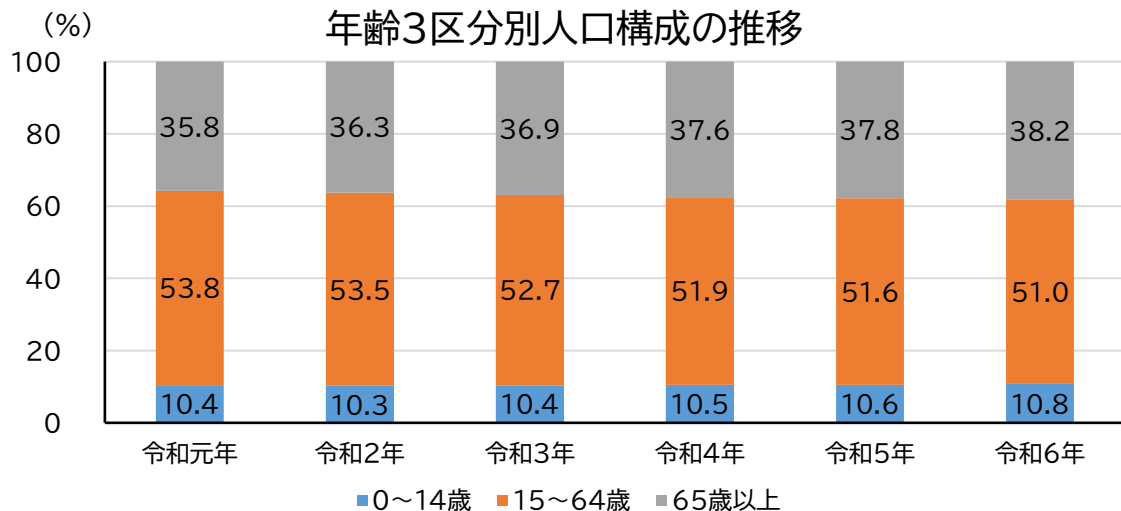
本町の人口は年々減少を続けており、令和5年には11,000人を下回りました。人口が減少傾向にある反面、世帯数は増加傾向にあり核家族化が進行していると考えられます。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)人口構造

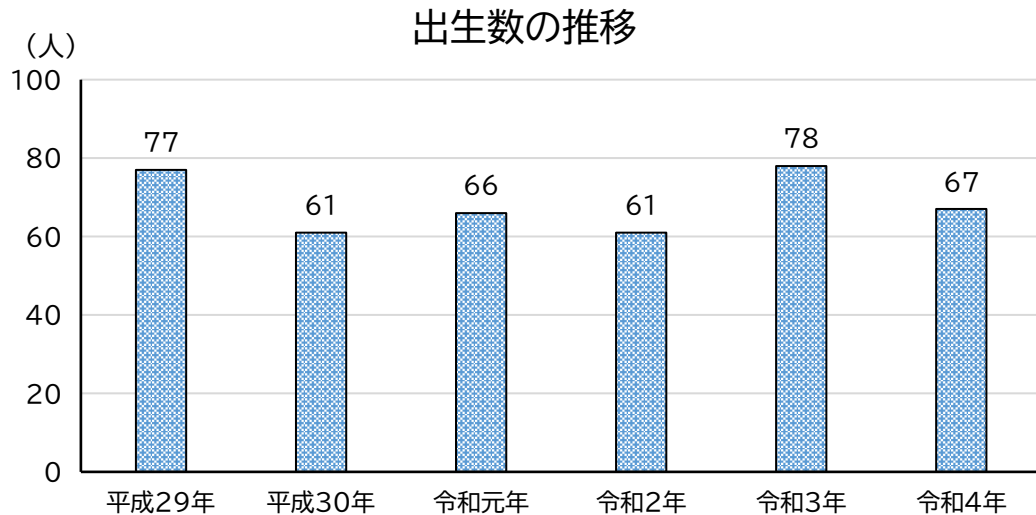
本町の年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0～14歳)の割合は横ばいで、生産年齢人口(15～64歳)は減少しています。一方、高齢者人口(65歳以上)の割合が増加しており、少子高齢化が進行しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3)出生数

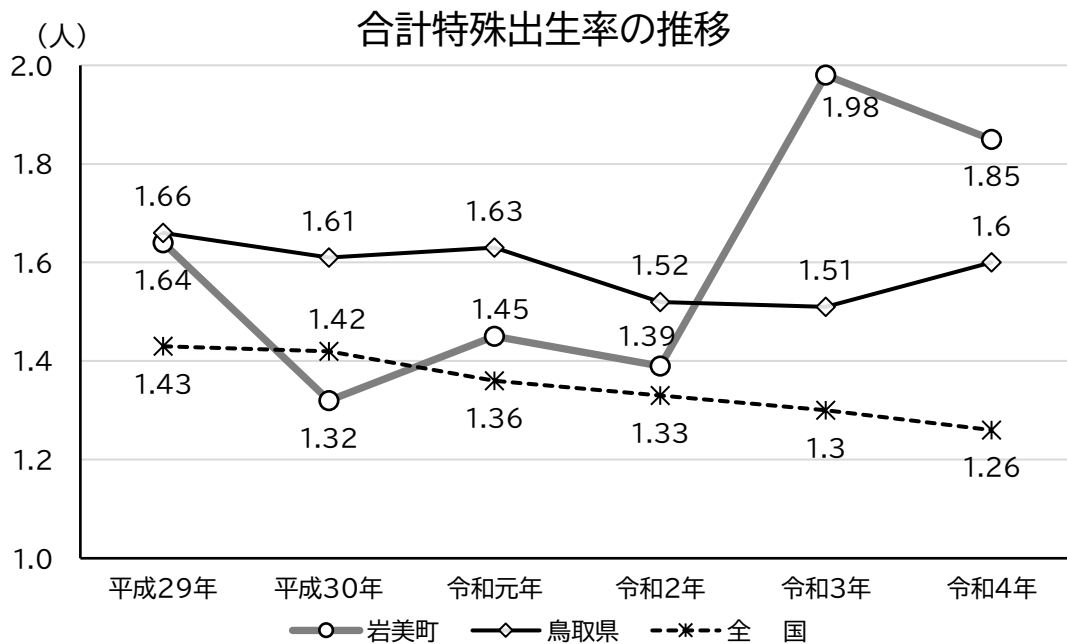
本町の出生数は、令和3年に増加しましたが、令和4年は67人となり、70人前後で推移しています。



資料:鳥取県人口動態統計

(4)合計特殊出生率

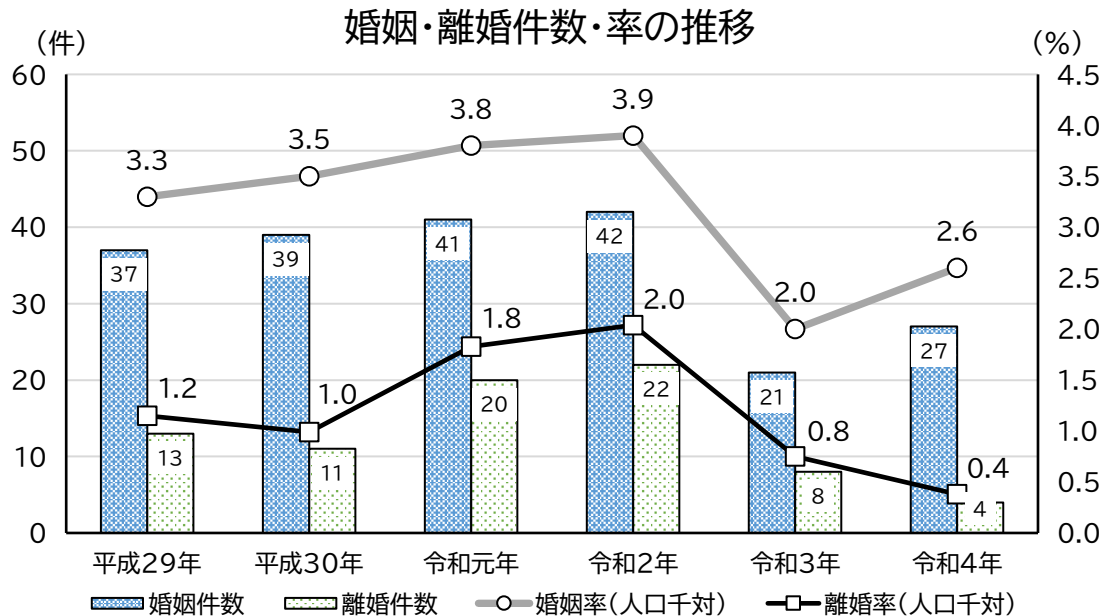
本町の合計特殊出生率は、鳥取県の平均を下回っていましたが、令和3年と令和4年は全国や鳥取県の平均を大きく上回る水準になっています。



資料:鳥取県人口動態統計

(5) 婚姻動向

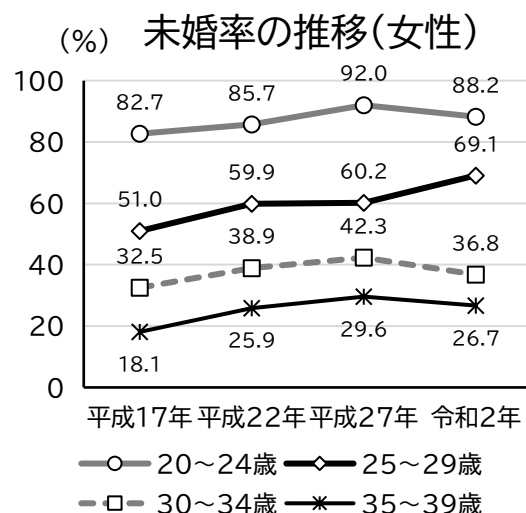
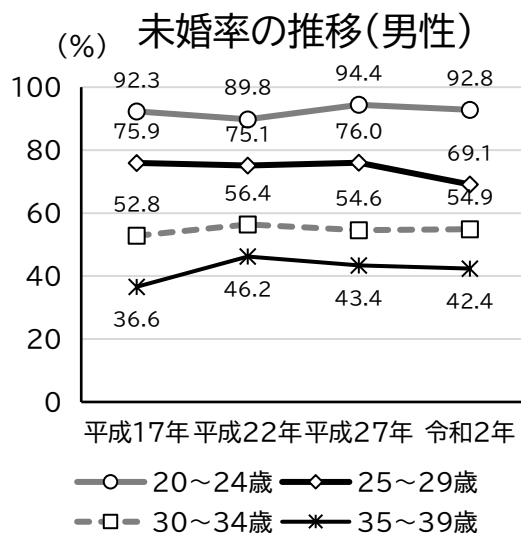
本町の婚姻件数は、令和2年までは増加傾向でしたが、令和3年に21件と大きく落ち込みました。離婚件数は、令和3年以降10件未満に減少しています。



資料：鳥取県人口動態統計

(6) 未婚率

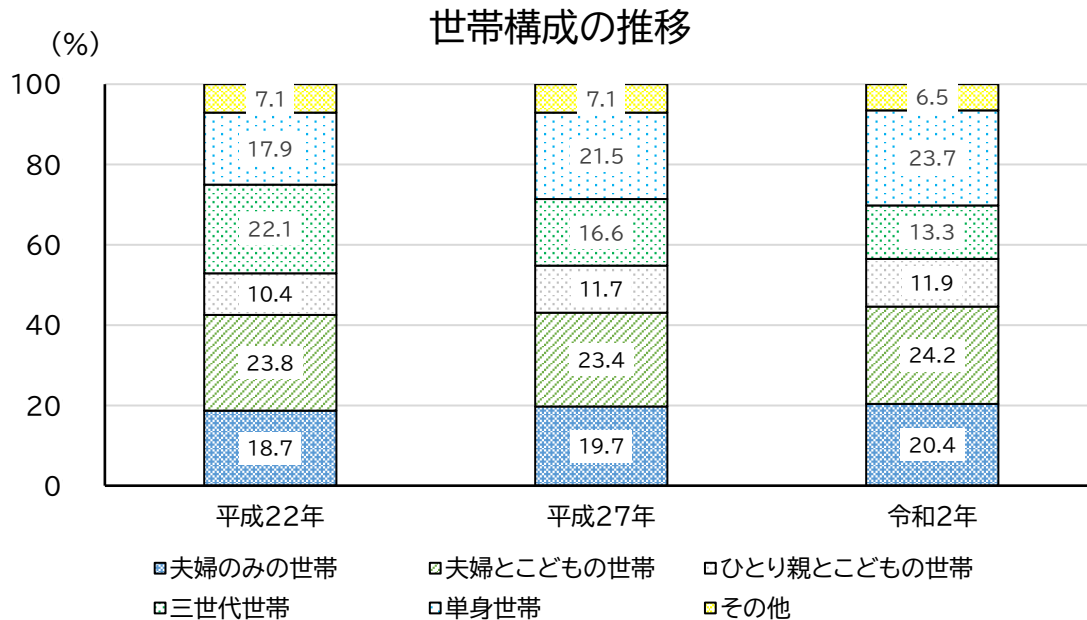
本町の未婚率は、男性は横ばい、女性は上昇傾向にあります。女性は、30代で未婚率が大きく減ることから、30代が婚姻の中心的年齢層と考えられます。



資料：国勢調査

(7)世帯構成

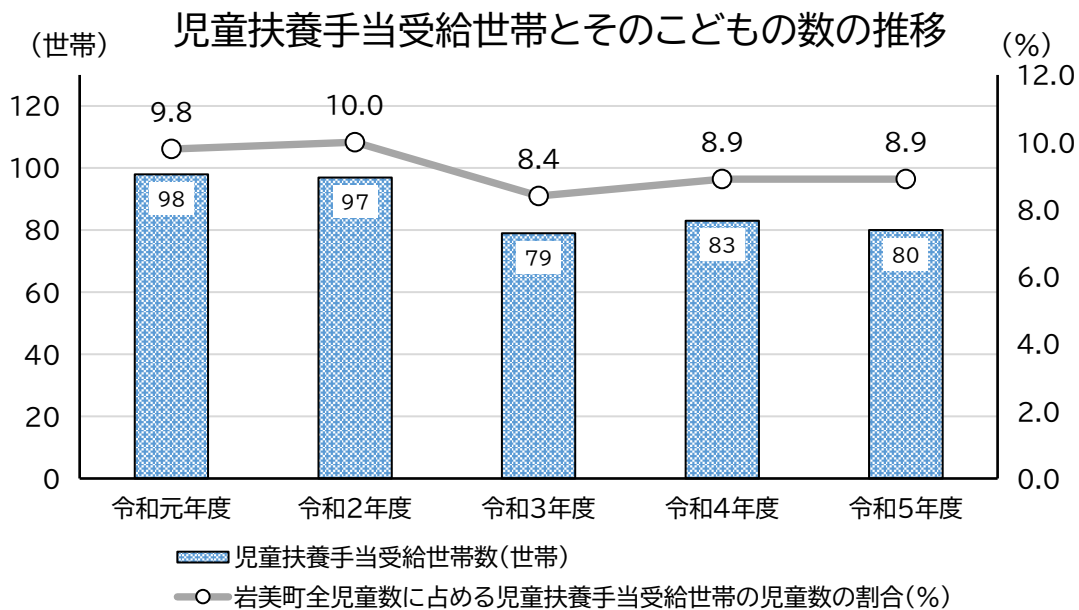
本町の世帯構成は、「夫婦のみの世帯」「夫婦とこどもの世帯」「ひとり親とこどもの世帯」「単身世帯」の割合は増加傾向で、「三世代世帯」は減少しています。



資料:国勢調査

(8)児童扶養手当受給世帯とそのこどもの数の状況

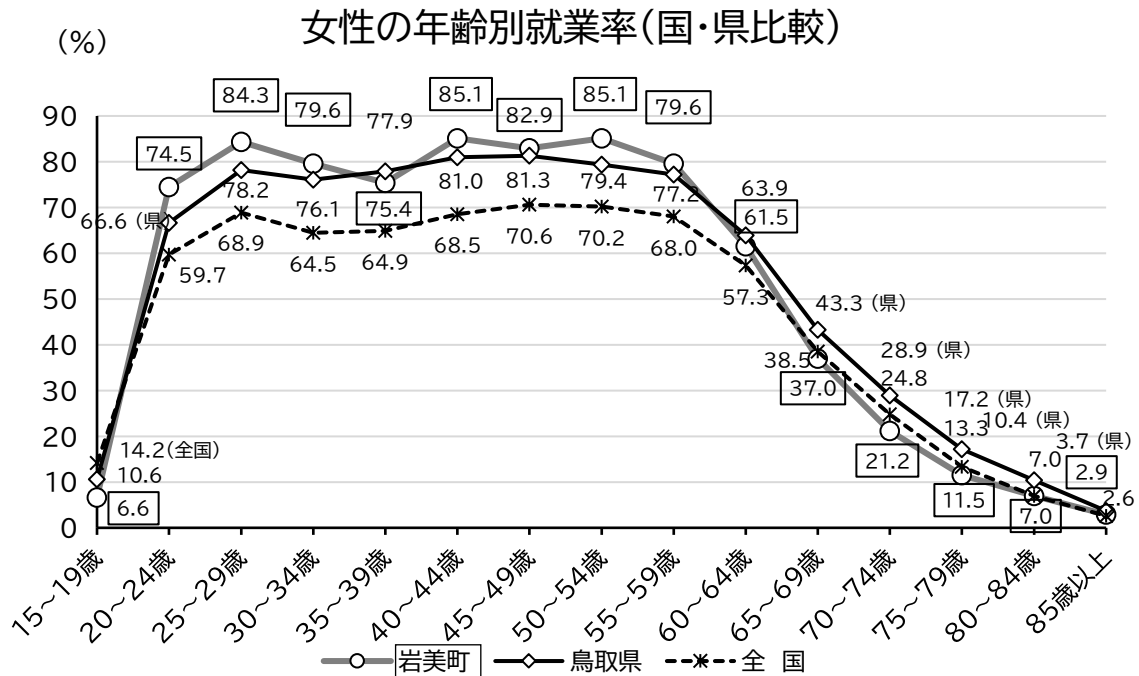
本町の児童扶養手当受給世帯は、令和3年度以降、80世帯前後を推移しています。また、児童扶養手当受給世帯の児童数の割合は、8%台を推移しています。



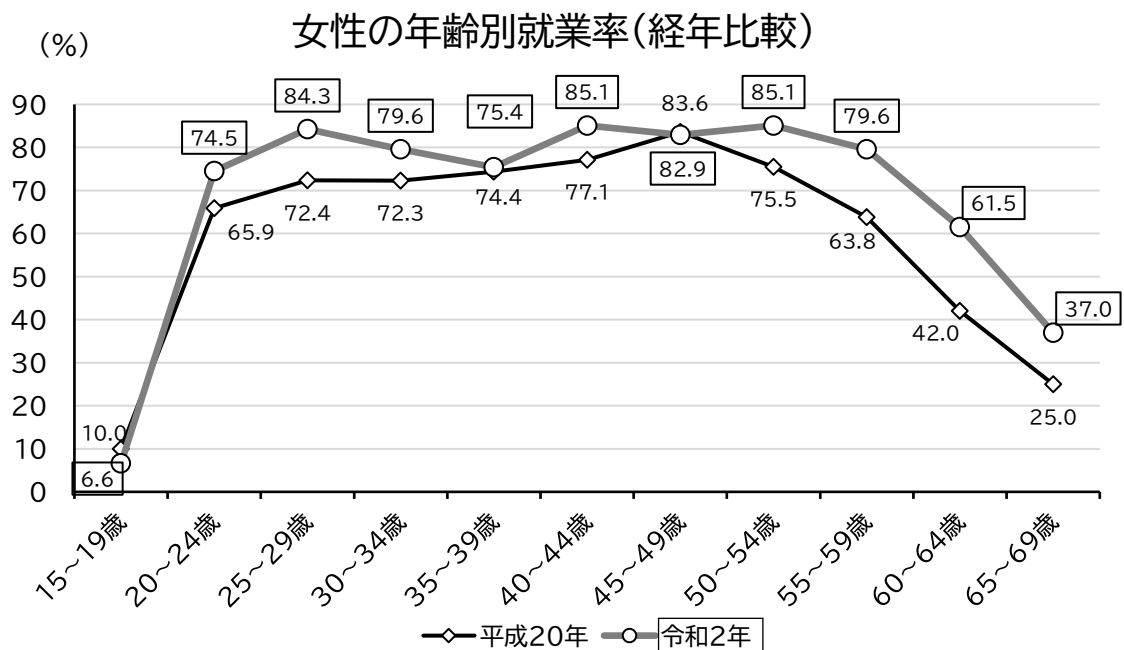
資料:住民基本台帳(各年度10月1日現在)

(9)女性の就業状況

本町の年齢別就業率は、全国の平均と比較すると、20代から50代は全国の平均を上回っています。



本町の実業率を、平成20年と比較すると、20代、50代、60代で上昇しています。



2 保育・教育施設等の状況

(1) 保育所

保育所は、公立施設を3か所設置しており、定員380人に対して令和6年度の入所児童数は370人であり、定員に対する充足率は97%となっています。

【保育所一覧】

保育所名	定員(人)	施設面積(㎡)	建築年月	所在地	電話番号
浦富保育所	150	1,067.69	平成 4年3月	浦富2171番地	72-2813
大岩保育所	120	1,301.13	平成16年3月	大谷2410番地	72-2589
みなみ保育所	110	861.76	平成23年2月	新井55番地	73-0890

【利用児童数の推移】

年度		年齢				①のうち 町内保育所利用 児童数
		0歳	1～2歳	3～5歳	①合計	
令和2年度末	児童人口(人)	68	152	223	443	
	利用児童数(人)	22	116	215	353	353
	利用率(%)	32.4	76.3	96.4	79.7	
令和3年度末	児童人口(人)	69	135	235	439	
	利用児童数(人)	27	113	223	363	359
	利用率(%)	39.1	83.7	94.9	82.7	
令和4年度末	児童人口(人)	79	138	227	444	
	利用児童数(人)	31	110	220	361	358
	利用率(%)	39.2	79.7	96.9	81.3	
令和5年度末	児童人口(人)	72	151	229	452	
	利用児童数(人)	25	124	224	373	365
	利用率(%)	34.7	82.1	97.8	82.5	
令和6年度 (12月末現在)	児童人口(人)	61	157	224	442	
	利用児童数(人)	22	135	223	380	370
	利用率(%)	36.1	86.0	99.6	86.0	

(2)子育て支援センター

子育て支援センターは、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、親子の交流の場の提供、子育てに関する情報や学習等の機会を提供する施設で、対象者は就園前の乳幼児とその保護者です。

施設名	専用面積(㎡)	建築年月	所在地	電話番号
岩美町子育て支援センター	193.28	平成30年3月	新井269番地	72-2922

(3)児童館

児童館は、18歳までの児童を対象に、児童の居場所づくりを目的に、遊びを通じた指導や地域住民による子育て支援活動の指導等を行う施設です。

児童館名	専用面積(㎡)	建築年月	所在地	電話番号
大岩こども館	263.11	平成16年3月	大谷2410番地	72-0096
本庄中央児童館	279.98	昭和62年1月	新井13番地1	72-2995

(4)学校教育施設

小学校を3校、中学校を1校設置しています。

児童・生徒数は、小学校では令和5年度以降減少傾向にあり、中学校も減少傾向でしたが、令和6年度は増加しています。

【学校一覧】

学校名	施設面積(㎡)	建築年月	所在地	電話番号
岩美北小学校	校舎 4,363.47	昭和59年10月	浦富2128番地	72-0266
	体育館 1,137.48	昭和59年10月		
岩美西小学校	校舎 3,431.60	平成4年3月	大谷2343番地	72-8200
	体育館 1,298.70	平成4年3月		
岩美南小学校	校舎 4,316.18	平成13年3月	新井419番地2	37-5222
	体育館 1,424.01	平成13年3月		
岩美中学校	校舎 3,839.87	平成21年7月	浦富707番地	72-0121
	特別教室棟 1,841.69	平成5年5月		
	体育館 1,810.53	平成20年4月		

【児童・生徒数の推移】(各年度5月1日現在)

(単位:人)

学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岩美北小学校	205	208	214	207	217
岩美西小学校	146	142	137	133	121
岩美南小学校	131	135	134	123	132
小学校合計	482	485	485	463	470
岩美中学校	254	228	222	236	251

3 ニーズ調査からみた岩美町の子育ての状況

(1)ニーズ調査の概要

本計画の策定にあたり、保育や子育て支援等のニーズを把握するため、次の内容によりアンケート調査を実施しました。

【ニーズ調査の概要】(実施時期:令和5年12月～令和6年2月)

対象	調査の内容	配布数	回答数	回答率
就学前児童の保護者	①お住まいの地域 ②お子さんと家族の状況 ③こどもの育ちをめぐる環境 ④保護者の就労状況 ⑤平日の教育・保育事業の利用状況 ⑥地域の子育て支援事業の利用状況 ⑦休日等の教育・保育事業の利用希望 ⑧お子さんの病気の際の対応 ⑨お子さんの一時預かり、一時保育等の利用状況 ⑩小学校就学後の放課後の過ごし方 ⑪職場での両立支援制度	481人	238人	49.4%
小学校1年生～4年生の利用者と年中、年長児童の保護者	放課後児童クラブの利用意向	267人	169人	63.3%
中学2年生 高校2年生	①健康や食事、暮らしについて ②将来について ③普段の生活について ④学校や勉強について ⑤あなた自身について	78人 90人	19人 28人	24.3% 31.1%

(2)ニーズ調査の主な結果

資料編をご参照ください。

(3)ニーズ調査による現状分析

ニーズ調査からわかる岩美町の現状を以下に示します。

【就学前児童の保護者・小学生の保護者調査より】

① 家庭環境

・兄弟姉妹の人数

「2人」が45.8%と最も多く、次いで「3人」が28.6%となっており、兄弟姉妹のいるこどもの割合が高い傾向にあります。

・主に子育てを行っている人

「父母ともに」が65.1%、次いで「母親」が32.8%、「父親」は0.4%となっています。平成30年度のアンケート(以下:前回アンケートという。)結果と比較すると、「父母ともに」の割合が約10%増えており、父母が協力して子育てを行う家庭が増えているものの、母親が主に子育てを行っていることがうかがえます。

・祖父母等の同居・近居状況

「祖母近居」が57.1%と最も多く、次いで「祖父近居」が47.5%となっています。「祖母近居」と「祖母同居」を合わせると84.8%、「祖父近居」と「祖父同居」を合わせると70.2%あり、多くの家庭が近隣に祖父母がいる環境で子育てができていることがわかります。

・親族や知人の子育ての援助状況

「緊急や用事等の際は祖父母等の親族にみてもらえる」が59.7%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が44.1%となっています。多くの家庭が親族から援助を受けることができているが、前回アンケートと比較するとどちらもわずかに減少しています。

・子育ての相談先

「相談できる人や場所がある」と回答した人が92.9%で、その相談先として、「家族」が91.4%、次いで「祖父母等の親族」が65.6%、「友人や知人」63.3%、「保育士」40.7%の順となっており、ほとんどが身近な人に相談することができていることがうかがえます。

・父母の就労状況

父親、母親ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。就労している方(休業中を含む。)の割合は、父親は98.2%で、母親は87.4%で、父母ともにも就労している割合が高く、前回アンケートと比較すると父母いずれも就労率は増加傾向にあります。

② 子育て支援サービスの利用状況

・定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

定期的に利用している未就学児は81.5%で、利用施設は認可保育所が96.9%、幼稚園が1.0%となっています。現在の利用日数および希望する利用日数は、どちらも週あたり「5日」が最も多く、次いで「6日」となっています。

現在の利用時間は、1日あたり「8時間」が43.1%、次いで「7時間」が21.8%となっています。希望する利用時間は、「8時間」が37.3%と最も多く、次いで「10時間」が21.6%でした。利用日数と利用時間を増やしたい意向があることがわかります。

・定期的な教育・保育事業の利用開始状況とその希望

利用開始した時期は、「1歳0ヶ月」が 21.1%と最も多く、次いで「2歳0ヶ月」が 6.2%となっています。3歳までに利用開始する割合は90.7%で、ほとんどの児童が3歳までに利用を開始します。

希望する利用開始時期も「1歳0ヶ月」が 25.3%と最も多く、次いで「2歳0ヶ月」が 6.7%となっています。概ね希望する時期に利用開始できていることがわかります。

・地域子育て支援拠点事業等の各子育て支援事業の認知度と利用希望

両親学級や子育て支援センターの相談窓口、子育ての総合相談窓口(子ども未来課)は70%~80%台と認知度が高い一方、コロナ禍に中止していた保育所の園庭等の開放については39.8%と減少しており、周知を図る必要があります。

・土・日曜日、祝日の教育・保育事業の利用希望

土曜日に利用したいという回答が35.3%あり、「月に数回仕事が入るため」などの理由で日曜・祝日の利用希望も13.4%ありました。

③ 仕事と子育ての両立状況

・病気やけがで定期的な教育・保育事業の通常利用ができなかった場合の状況

通常利用ができなかったことがある方が83%あり、その時の対処方法では、「母親が休んだ」が82.6%と最も多く、次いで「親族・知人にみてもらった」が 49.1%となっています。母親または父親が休んで対処した年間の日数はいずれも10日が一番多くなっています。

「病児・病後児保育を利用した」という回答は5.6%と低く、「利用したくない」という意見が51.1%ありました。利用したくない理由として、「親が休んで対応する」が54.9%と最も多く、次いで「病児・病後児を他人に見てもらうのは不安」と「利用料がかかる」がそれぞれ 38.0%となっています。

また、父母いずれかが仕事を休んで看たいが、「看護を理由に休みが取れない」などの理由により休むことを困難と感じている方が26人いました。

④ 放課後の過ごし方

・放課後の過ごさせたい場所

小学校低学年(1~3年生)は、「放課後児童クラブ(学童保育)」が 60.7%と最も多く、前回アンケートの結果より倍増していることからニーズの高まりがあることがわかります。次いで「自宅」が 36.9%、「習い事」が16.7%となっています。

小学校高学年(4~6年生)になると、「自宅」が 60.7%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が 36.9%、「習い事」が26.2%となっています。

⑤ 育児休業の取得状況

・育児休業の取得状況

母親の育児休業取得者は69.2%で、働いていない母親も21.9%ありました。父親の育児休業取得者は9.5%で、前回アンケートの結果より約8%増加します。

母親で「育児休業を取得していない」は、7.6%で前回アンケートより半減したものの、理由として、「子育てや家事に専念するため退職した」と「職場に育児休業制度がなかった」がそれぞれ33.3%と最も多く、現在も結婚や出産を機に退職する女性がいることがわかります。

・育児休業取得後の職場復帰状況

母親の職場復帰率は75.6%で、復帰時期は「年度初めの入所に合わせた」が51.6%と最も多く、母親の職場復帰の時期は「1歳0ヶ月」が29.0%と最も多く、次いで「1歳1ヶ月」と「1歳3ヶ月」が6.5%となっています。

希望する職場復帰の時期は「1歳0ヶ月」が33.9%と最も多く、次いで「3歳0ヶ月」が13.7%となっていることから、実際は希望より早く職場復帰していることがうかがえます。母親が希望より早く職場復帰した理由として「経済的理由で早く復帰した」が最も多く、次いで「職場に長期休暇をとりにくい雰囲気があるため」となっています。「その他」の理由として「1歳になったら復帰する風潮がある」「長期間休むことに不安があった」などがありました。

・短時間勤務の取得状況

母親の短時間勤務制度利用率は36.3%で、育児休業取得率と比較すると取得率が低く、「利用しなかったが利用しなかった」という回答が24.2%となっています。その理由として「仕事が忙しかった」と「短時間勤務にすると給与が減額される」がそれぞれ46.7%と最も多くありました。

【中学2年生・高校2年生調査より】

・生活の満足度

中学2年生、高校2年生とも、現在の生活に「満足している」が最も多く、「どちらかといえば満足している」の回答と合わせると、中学2年生が84.2%、高校2年生が92.8%と大半が現在の生活に満足していることがうかがえます。

・経済的にみた家の状況

経済的な状況について、中学2年生、高校2年生とも、「ふつう」と回答した人が約半数と最も多く、「大変ゆとりがある」「ゆとりがある」と合わせると約7割が経済的に問題はないと考えていることがわかります。

・将来のことについて

志望する進路として、中学2年生では、「まだわからない」が42.1%と最も多かったが、高校2年生では、「大学またはそれ以上」が53.6%と最も多く、「まだわからない」は10.7%で、中学2年生と比べて減少していました。また、高校2年生では、進路の選択理由で「家にお金がないと思うから」や「早く働く必要があるから」の回答が12%あったことから進学に向けた支援が必要であることがわかります。

・ふだんの生活について

一番ほっとできる居場所について、中学2年生、高校2年生とも「自分の家」と回答した人が全体の約8割と最も多く、自宅が居心地のいい場所になっていることがわかります。一方で「図書館や公共の施設」の回答も中学2年生で15.8%、高校2年生で3.6%あり、ほっとできる居場所が「ない」の回答も1人ずつありました。中高校生の居場所、悩みや困りごとを相談できる場の設置が必要であることがわかります。

・家族の中のお世話が必要な人の有無などについて

「高齢や身体が不自由などの理由で家族の中にお世話を必要とする人がいる」という回答が中学2年生では26.3%、高校2年生では7.1%となっています。お世話が必要な人がいることによる生活への支障については、全員が「問題ない」と回答しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「岩美町子ども・子育て支援事業計画(第2期)」では、「地域で子育て応援 笑顔あふれる岩美町」を基本理念に掲げ、子どもを安心して産み育てることができるよう、ニーズに応じたきめ細かく、切れ目のない子育て支援と保育環境の整備に取り組んできました。

本計画においても、第1期、第2期の基本理念としてきた根幹の部分は変更ありませんが、こども大綱に沿い、全てのこども・若者の権利が養護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に取り組みます。

【基本理念】

こどもまんなか つながり 支え合い とともに育ち 未来を築く岩美町

- 本町のこども・子育て支援は、こどもの最善の利益が実現される地域社会をめざし、全てのこどもの健やかな育ち、教育の機会等を保障するものです。こども・若者が、自己肯定感をもち、また個性が生かされるよう、育まれることが大切です。
- 「父母その他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有する」という基本的認識とともに、家庭は子育ての原点であり出発点であるとの認識のもと、こどもと共に親も成長することができるこども・子育て支援施策を進めていく必要があります。
- 未来を切り開いていくこどもたちが、郷土に愛着を持ちながら、豊かで温かい心を育み、夢や希望をかなえていけるよう、地域全体でこどもたちを育てていくことのできる環境、こどもが地域社会の一員としてのびのびと育つことのできる地域づくりが必要です。
- 町の重要課題である「少子化対策」に向けて結婚から妊娠・出産、育児、そして次世代を担うこどもの育成まで、切れ目なくきめ細かい施策を展開します。
- 子育てを家庭のみの責任とはせず、こどもを第一に考えて地域全体で児童虐待対策やこどもの貧困対策の施策を総合的に推進していきます。

2 基本目標と施策

基本理念を踏まえ、次の基本的な目標を設定し、こども・子育て支援に係る施策を展開していくものとします。

(1)【基本目標1】安心してこどもを産み育てられる環境づくり

- 母親の出産前後の心身両面の健康と、安心・安全にこどもを産み育てることができるよう妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、こどもの発育や成長段階に応じた健康維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎を築きます。
- こどもたち一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、こどもの成長段階に応じた保育、教育内容の充実と環境の向上を図るとともに、保育所等と小・中学校との連携を図り、円滑な就学への接続を推進します。

(2)【基本目標2】社会的な支援が必要なこども・若者への支援の充実

- 社会的養護を必要とするこどもや養育支援を必要とする家庭の早期発見、早期対応に努めます。
- ひとり親家庭や生活困窮世帯に必要な支援を図ります。
- 障がいのあるこどもの状況に応じて必要な支援を図ります。

(3)【基本目標3】仕事と子育てを両立するための支援の充実

- 子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、職場における子育て支援を促進します。
- 子育てを、父親、母親が協力し合いながら楽しく進めていくことができるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

(4)【基本目標4】こども・若者の権利と安全を守る環境づくり

- こどもの人権が守られるよう意識向上を図ります。
- こどもたちを事故や犯罪から守るため、交通安全教育を推進するとともに犯罪のない安全なまちづくりを推進します。

(5)【基本目標5】こども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実

- 家庭の経済状況にかかわらず、こどもの能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるように学校や地域において教育、学びの支援を行います。

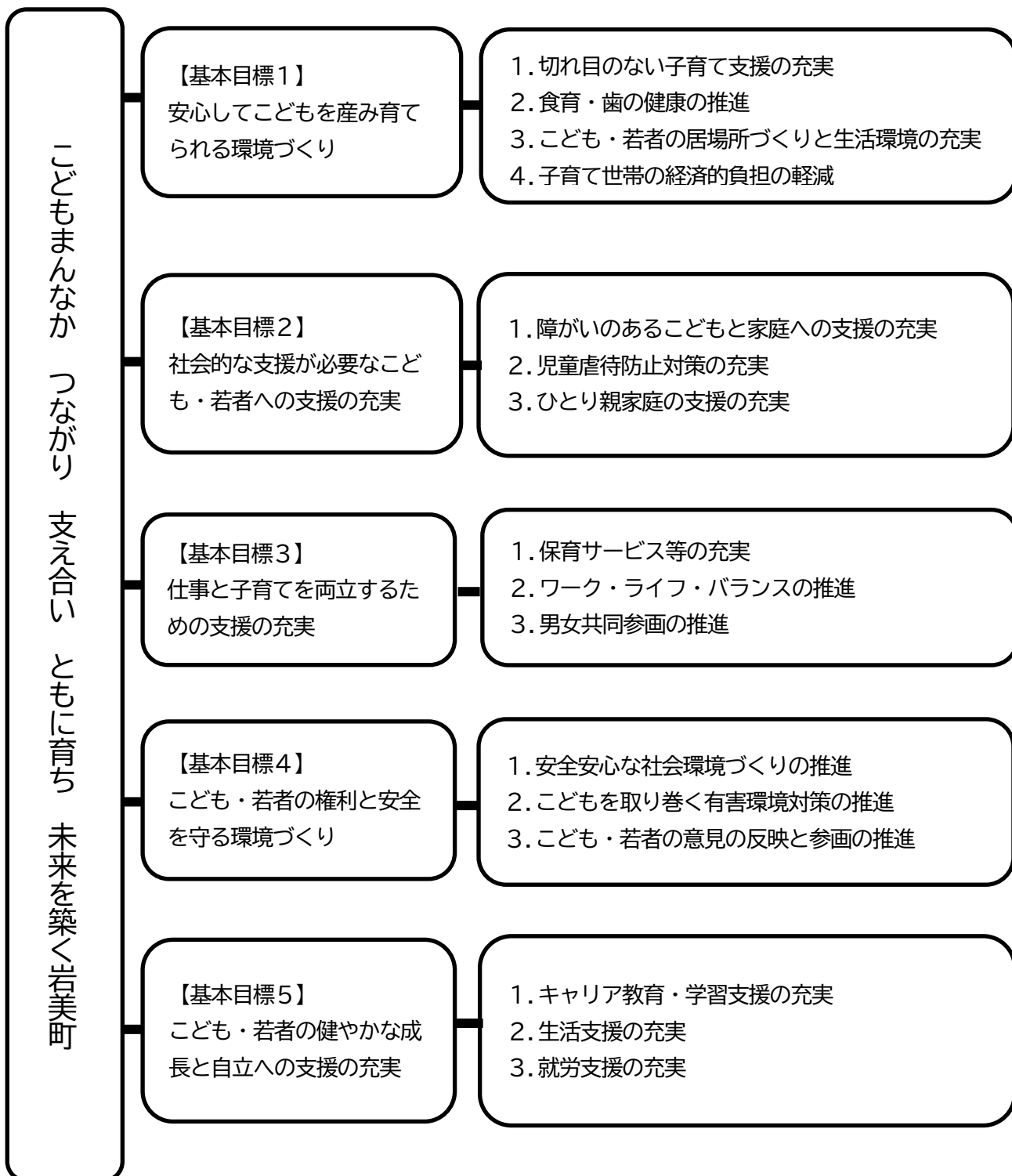
3 計画の体系

本計画の施策体系は次のとおりです。

【基本理念】

【基本目標】

【取組内容】



第4章 事業計画

【基本目標1】安心してこどもを産み育てられる環境づくり

1 切れ目のない子育て支援の充実

令和6年4月に設置したこども家庭センターが中心となり、母子保健事業や子育て支援事業を提供し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うことで、すべてのこどもが心身ともに健康に過ごせるよう努めます。

事業名	概要
妊婦健康診査費助成	妊婦・胎児の健康の保持増進を図るため、妊婦健康診査費用を助成します。
妊婦歯科健康診査費助成	妊婦を対象に歯科健康診査費用を助成します。
不育・不妊治療費助成	不育症検査治療費、不妊検査治療費の費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。
妊婦等包括相談支援事業 【拡充】	妊婦・その他配偶者等に対して面談等を実施することにより、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。
妊産婦訪問指導	妊産婦宅を訪問し、体調管理や育児に関する相談に応じ、安心して出産、育児が行えるよう指導・助言を行います。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握等を行います。
乳幼児訪問指導、健康相談	乳幼児の健やかな成長と育児不安の軽減を図るため、家庭訪問し、こどもの発育や育児に関する保護者の不安や悩みなどの相談に応じます。
乳幼児健康診査	乳幼児の心身の健やかな成長発達を支援するため、健康診査を実施し、健診結果に応じて支援や他機関紹介等を行います。
産後健康診査費助成	産後健康診査の費用を助成します。また、精神的に不安定な産婦に対して、産婦人科と連携し早期の支援につなぎ、産後うつ予防に努めます。
新生児聴覚検査費助成	新生児期に実施する聴覚検査の費用を助成します。
未熟児養育医療	入院治療が必要な未熟児に対し医療給付(世帯の所得状況に応じた自己負担有)を行います。
5歳児健康診査	就学に向けて主に社会性の発達に関する健康診査を実施します。
ブックスタート・セカンド・サード事業	乳幼児期に絵本を配布し、より良い親子関係を築きながら心とことばの成長を促すとともに、絵本の大切さを伝えます。

事業名	概要
目に関する相談事業	スポットビジョンスクリーナー（簡易視力検査器）を用いた目に関する相談事業を保育所や健診会場等で行います。
予防接種事業	乳幼児や児童、生徒に対し予防接種を実施または費用助成を行い、ワクチンで防ぐことができる病気の予防を支援します。
産後ケア事業 【拡充】	生後1歳までの乳児とその母親が、乳児一時預かりや母子のショートステイを利用し、健やかな育児ができるよう支援します。
産前・産後ヘルパー派遣事業	産前又は産後間もない時期に、家族等の援助が受けられない家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行います。
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターで育児相談や育児に関する情報提供、子育て講座の開催、親子交流の場の提供を行います。
ママ・パパクラス	妊婦やそのパートナーを対象に、妊娠中の健康管理や出産後の育児についての講座や相談等を実施します。
児童厚生施設事業	児童館で児童の居場所づくりや子育て講座、地域交流活動を行います。

2 食育・歯の健康の推進

離乳食・幼児食講習会をはじめ、保育所や学校等でも児童や保護者に対する食生活についての学習機会の提供を図ります。

口腔衛生に対する意識向上とむし歯予防については、歯科検診やフッ素塗布、歯磨き指導等を通じ乳幼児期から継続した歯科保健事業を実施します。

事業名	概要
フッ素塗布事業	1歳6か月～3歳および6歳の幼児に虫歯予防としてフッ素塗布を実施します。
小児期の口の健康づくり	保育所や小学校でむし歯予防教室、フッ化物洗口、咀嚼力向上のための指導等を実施します。
離乳食、幼児食講習会	調理体験や講習を通じ、乳幼児期からの食の大切さや調理の具体的な理解を図ります。
こどもクッキング教室	こどもが調理を体験することで食の大切さを普及啓発する。
健康づくり推進事業	保育所・小学校での食育活動を実施します。 〔岩美町食生活改善推進連絡協議会〕
栄養教諭を中核とした食育推進事業	栄養教諭による保育所、小中学校で食育推進教室を実施します。

3 こども・若者の居場所づくりと生活環境の充実

こどもの健やかな育ちや子育て環境の更なる向上と地域における「こどもの居場所」としての機能を強化した環境整備を図ります。

子育てしやすい住環境づくりにあたっては、定住・移住促進や少子化対策に対応するため、子育て世帯の住環境整備に要する経費の経済的援助を行います。

事業名	概要
公園の整備・維持管理	町内の公園の施設整備と維持管理を行います。
児童センター整備事業 【新規】	雨天時など屋外で活動できない場合でも、こども・若者世代や子育て家庭が利用可能な施設を整備します。また、利用対象を中・高校生世代へ拡充するための機能強化を行います。
公共施設等のバリアフリー化	公共施設等の段差解消や授乳室、ベビーベッド等の設置など、子育て世帯が利用しやすい施設・設備の促進に努めます。
子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成事業	子育て世帯や多世代同居世帯が住宅を新築(中古住宅購入含む)、リフォームする場合に費用の一部を助成します。
定住促進対策事業	町内の民間賃貸住宅に入居している新婚世帯に家賃の一部(上限1万円/月を5年間)を補助します。
空き家活用	移住希望者向けに空き家バンクで情報提供するとともに空き家の改修費の一部補助を行います。

4 子育て世帯の経済的負担の軽減

子育てにかかる費用の負担を軽減するため、各種手当の支給や医療費等の助成を行います。

事業名	概要
妊婦のための支援給付金【新規】	妊婦認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数×5万円支給します。
小児医療費助成【新規】	18歳以下のこどもの医療費自己負担額の全額を助成します。また、こどもの保護者に対して、適正な医療機関の受診について啓発するとともに、「こどもの医療電話相談(＃8000)」や小児が受診可能な医療機関情報を周知します。
特別医療費助成事業	ひとり親家庭、特定疾病、障がい者の医療費を一部助成(所得制限有)します。
児童手当【拡充】	高校修了前までの児童を養育する者に手当を支給します。

事業名	概要
乳児用おむつ購入費助成事業	0歳児を対象に、おむつ購入費1人当たり5万円を上限に助成します。
在宅育児世帯支援給付金	1歳までの乳児を自宅で育児する保護者に月3万円を給付します。ただし、保育所を利用しないで、育児休業給付金を受けていない方が対象となります。
中学校・高等学校生徒通学費等の補助	中学生・高校生の通学に係る費用の一部を助成します。また、中学生自転車通学用ヘルメット購入費の助成を行います。
奨学金制度	経済的理由により就学が困難である者に対し高等学校、大学等へ進学するための奨学資金を貸与します。
学校給食食材費高騰対策事業【新規】	食材費高騰時においても、児童・生徒に栄養、量のバランスのとれた給食の提供を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、給食費の一部を補助します。
産前産後期間の国民健康保険税免除【新規】	その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定被保険者の、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月相当分を減額します。多胎妊娠の場合は出産予定月の3ヶ月前から6ヶ月相当分を減額。

保育料軽減制度	概要
幼児教育・保育無償化	3歳児以上と0～2歳児の住民税非課税世帯は無料
多子軽減	・世帯で第2子のお子さんの保育料は第1子の半額。第3子以降のお子さんの保育料は無料。 ・低所得世帯(住民税所得割額77,101円未満)の第2子のお子さんの保育料は無料。
同時入所軽減	同一世帯で同時に保育所等を利用されるお子さんが2人以上いる場合2番目のお子さんの保育料は第1子の1/4の額。
ひとり親・障がい者等の世帯の軽減	低所得世帯(住民税所得割額77,101円未満)の第1子の保育料は半額以下。
副食費無償化	町立保育所の3歳児以上の副食費を無料
主食費無償化【新規】	町立保育所の3歳児以上の主食費を無料

【基本目標2】社会的な支援が必要なこども・若者への支援の充実

1 障がいのあるこどもと家庭への支援の充実

障がいのあるこどもや発達に不安を抱えるこどもなど、配慮を必要としているこどもと家庭へは、主に母子保健事業を通じて、早期発見・早期支援に努めます。

また、支援員が保育所を定期的に巡回し、こどもや保護者、保育士等へアドバイスを行う等、関係者への支援を行うとともに、就学に向けてのきめ細かな相談・支援の体制づくりを行います。

事業名	概要
障がいの早期発見・早期支援	新生児訪問や乳幼児健診、保育所等を通じ障がい等の早期発見・早期支援に努めるとともに医療機関等の関係機関との連携を図ります。
障害者総合支援事業	障がい児の日常生活を支援するため、補装具の交付・修理費の助成やショートステイを提供します。
障害児通所給付事業	放課後等デイサービスや児童発達支援等の提供を行います。
特別児童扶養手当	精神又は身体に重い障がいがある20歳未満の児童を養育する父母等に手当を支給します。
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍する児童・生徒の学用品費や給食費を助成します。
いきいきプラン事業	小・中学校で支援を必要とする児童・生徒へ支援員を配置します。
教育支援センターくすのき教室	不登校の児童・生徒について相談、学習を支援します。
スクールソーシャルワーカーの活用	発達障がいや不登校、いじめ等、児童・生徒及び保護者の抱える様々な課題に対して、教育・社会福祉の知識を持つスクールソーシャルワーカーによる相談支援を行います。
通級指導教室	発達障がいなど様々な原因で、学習や集団生活に困り感のある通常学級に在籍する児童を対象に教室を開設し、指導・支援を行います。

2 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止や早期発見のため、こども家庭センターが日常的に相談に応じ、切れ目のない継続的な支援を行います。また、要保護児童地域対策協議会を中心に関係機関と連携して情報共有を図り、地域全体でこどもを守る体制を整えます。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）に対して、関係機関と情報共有し、連携して支援を行います。

事業名	概要
要保護児童地域対策協議会の運営	「岩美町子育て支援ネットワーク地域協議会」と称し、児童虐待等の保護を要する児童の早期発見や適切な支援や対応を図ることを目的とし関係機関の代表者で構成される協議会。代表者会議、実務者会議、個別支援会議を実施し、虐待防止、早期発見、支援体制の強化を図ります。
子育て世帯訪問支援事業 【新規】	家事や子育てに不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事や育児等を支援し、家庭や養育環境を整えます。
啓発・研修に関する活動推進	児童虐待防止に関する地域住民の意識啓発を進めるとともに、こどもに関わる関係者や住民の研修活動を積極的に行います。

3 ひとり親家庭の支援の充実

ひとり親家庭の子育て・生活支援等にあたっては、現状を把握し、自立と就業支援を主眼に置き、関係機関が連携し、総合的にきめ細かな支援を行います。

事業名	概要
ひとり親家庭児童入学支度金	ひとり親家庭(養育者が所得税非課税)の児童の小・中学校入学時に支度金として1万円を支給します。
ひとり親家庭児童高等学校進学等支度金	ひとり親家庭(養育者が所得税非課税)の児童の高校進学や就職等の支度金として3万円を支給します。
児童扶養手当 【拡充】	ひとり親家庭や両親のいない児童を養育する者(所得制限有)に手当を支給します。
児童年金	ひとり親家庭や両親のいない義務教育修了前児童を養育する(所得税非課税)者に児童一人当たり月2,000円支給します。
災害遺児手当	養育者が災害等で死亡または障がいの状態である義務教育終了前児童を養育する(所得税非課税)者に月額2,000円を支給します。
母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭や寡婦の生活安定とこどもの教育・福祉増進のため低利子又は無利子で資金貸付を行います。

事業名	概要
高等職業訓練促進 給付金	看護師等の自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合にかかった費用等の一部を支給します。
自立支援教育訓練 給付金	仕事に就くために必要な技術や資格を取得する費用等の一部を支給します。
母子生活支援施設 への入所支援	こどもが18歳未満の母子家庭で、自宅での養育等が困難な世帯が入所し、生活の安定と自立を図ります。
養育費にかかる公 正証書等作成促進 事業【新規】	養育費の取り決めにかかる公正証書等の作成費用等を助成します。

【基本目標3】仕事と子育てを両立するための支援の充実

1 保育サービス等の充実

働きながら子育てをしている家庭をはじめとしたすべての子育て家庭のニーズに応じ、質の高い保育・教育の推進と子育て支援の充実を図ります。

事業名	概要
保育所運営事業 【拡充】	保護者の就労等により保育が必要な6か月から就学前までの児童を保育するため、3か所の町立保育所を運営します。 開所時間：7時～19時(ただし、土曜日は18時まで)
延長保育事業	保育所で18時～19時まで就労等やむを得ない事情により保育が必要な児童を保育します。
放課後児童健全育成事業：放課後児童クラブ	就労などにより放課後や長期休暇中に保護者等が家庭にいない小学生に生活の場を提供します。
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者が病気や仕事の都合などで、夜間や数日間、児童を一時的に保育できないとき、児童を施設で預かります。
一時保育事業	保護者が一時的に家庭で保育ができないときに、1週間に3日を限度とし、大岩保育所で保育を行います。
病児・病後児保育事業	病気または病気回復期で集団保育が困難な児童であり、保護者が家庭で保育できないときに保育や看護を行います。
子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートシステム)	保護者の冠婚葬祭や急な用事等で、お子さんを家庭で保育できないときに、支援者が子育てをお手伝いします。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 【新規】	6か月から3歳未満の未就園児が保護者の就労要件を問わず、月10時間を上限に通園できる制度を行います。(令和8年度開始予定)

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯の増加や長時間労働の傾向が続く中、働きやすく、仕事と家庭を両立できる職場環境の整備や、テレワーク、時短勤務などの多様な働き方の推進が求められています。

企業などに対して、職場の雰囲気づくりや意識改革、各種支援制度を活用しやすい環境づくりなどワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた働きかけを行い、少子化対策の観点から町民の結婚や将来の子育てに対する希望の実現のために取り組みます。

子育てと仕事の両立にあたっては、産後休業や育児休業明けの希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設等の利用ができるよう情報提供を行い、職場復帰の支援を行います。

3 男女共同参画の推進

本町の男女共同参画の施策との連携により、固定的な性別役割分担(子育て・家事・介護・地域活動・仕事など)の意識改革を図るため、広報・啓発、研修、情報提供を積極的に推進します。

事業名	概要
男女共同参画社会 推進事業	保護者等に対する男女共同参画に関する講演会の開催、男性の家事・育児参加を促進するイベントの実施や、企業・団体への職場環境づくりの講師派遣、研修機会の提供を行うとともに、意識の醸成や啓発を行います。
婚活事業	近隣の市町と連携し婚活イベントの開催や、県が運営するとっとり出会いサポートセンター「えんトリー」の周知などを行い、結婚を希望する男女の出会いの場を創出します。

【基本目標4】こども・若者の権利と安全を守る環境づくり

1 安全安心な社会環境づくりの推進

乳幼児期の不慮の事故や交通事故の防止にあたっては、乳児訪問時の指導やチャイルドシートの使用促進を図ります。また、交通安全活動の推進にあたっては、保育所や学校においての交通安全指導を定期的の実施するとともに、こどもが日常的に集団で移動する経路等について定期的に点検を行います。

防犯活動の推進にあたっては、地域の防犯意識の向上を図るため、関係機関が連携し情報提供や啓発活動を行います。

また、自然災害等への備えとして、各学校や保育所で防災教育・訓練を行います。

事業名	概要
乳幼児の不慮の事故防止 (AED 設置促進等)	乳幼児・児童の緊急時に備えAED装置を設置、管理します。
交通安全施設整備事業	事故防止のためにガードレールやカーブミラーを設置します。
交通安全思想の普及啓発事業	交通安全意識の普及・向上を目的に啓発活動を実施します。
チャイルドシート等購入費助成	6歳未満の乳幼児のいる世帯にチャイルドシート・ジュニアシートの購入費の一部を助成します。
チャイルドシート貸出事業	不用になったチャイルドシート等を譲り受け必要とする者へ貸し出しを行います。
安全安心まちづくり推進会議	犯罪等を防止するため住民の自主的な安全活動の推進を行うとともに犯罪の拡散を防止します。
街路灯維持管理事業	夜間の犯罪防止や交通事故防止のため街路灯の新設及び修繕を行います。

2 こどもを取り巻く有害環境対策の推進

一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の有害情報やインターネット上のいじめについては、こどもに対する悪影響が懸念されています。

また、スマートフォン等の情報機器の普及とともに、利用の低年齢化、長時間利用による生活リズムの乱れや SNS 等に起因するこどもの性被害等が問題となっています。

これらの状況を踏まえ、こどもがインターネットを適切で安全・安心に利用できるようにするため、地域住民や関係機関と連携・協力し保護者に対するフィルタリング等の普及啓発を推進するとともに、こどもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、学校や家庭、地域における情報モラル教育を推進します。

事業名	概要
青少年育成協議会の活動支援	各小学校のパトロール活動、街頭補導、各地区協議会による親子活動、こども達がインターネットを安全に利用するための講演の開催等、青少年の健全育成を目的として活動する青少年育成協議会に対し支援します。また、小・中学生が乳幼児とのふれあい体験を通し、命の大切さや親の役割を学ぶ機会の提供を支援します。

3 こども・若者の意見の反映と参画の推進

こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、施策等に反映させることで、施策がより実効性のあるものになることやこども・若者の地域社会への愛着を育むことが期待されます。

こども・若者の施策について、審議会等へのこども・若者の参画、対面形式の意見交換及びホームページや SNS を活用した情報発信や意見聴取など幅広い年代のこども・若者が安心して意見を言えることができる場や機会を設け、その結果をフィードバックすることで、より良い施策の実現とこども・若者をまんなかに据えた「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

【基本目標5】こども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実

1 キャリア教育・学習支援の充実

家庭の経済状況等にかかわらず、全てのこどもが学ぶ意欲と質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、学校や地域の連携による教育の支援、就学の援助等に取り組みます。

また、自分の将来像に向かって、今何をすべきか考えるきっかけになり、学ぶことの意義を理解し、自らの意思で進路を選択決定する主体性を養います。

事業名	概要
学習支援事業 (いわみ未来塾)	生活困窮者等のこどもの学習支援等を行い、こどもの社会的自立を図ります。 対象者: 中学3年生(希望者のみ) 場 所: 中央公民館ほか 期 間: 年間(週1回程度) 受講料: 無料
スクールソーシャルワーカーの配置	不登校や不適応など児童生徒の様々な問題解決と未然防止のために、就学前の乳幼児期から一貫してこどもと家庭にかかわりを持ち将来の就学を見据えて支援を行います。
スクラム教育	こどもの発達段階に合わせた育ちと学びの連続性を踏まえながら、保育所、小学校、中学校、高等学校が計画的に様々な連携や交流活動を行います。
要保護・準要保護児童・生徒援助費	経済的に就学が困難な状況にある家庭の児童・生徒に対し、給食費、修学旅行費、学習用品費等の援助を行います。
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍する児童・生徒の学用品費や給食費を助成します。
職場体験事業	生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりすることで、働くことの意義や社会とのつながりを理解することができるよう実施します。
奨学資金事業	経済的理由により高等学校や大学への就学費用が負担できない者へ奨学資金を無利子で貸与します。 高等学校等 月額20,000円まで 大学・専修学校等 国公立 月額40,000円まで 私立 月額50,000円まで
看護師・薬剤師奨学金 【新規】	看護師・薬剤師として岩美病院で働く意思を持っている方を対象に学業及び生活等を支援する奨学金を無利子で貸与します。 看護師 月額 50,000 円 薬剤師 月額 100,000 円(対象は薬学部の5, 6年生で在学している方)

事業名	概要
思春期保健対策	思春期における健康や性行動、性感染症について正しい知識を身につけるとともに、健全な自尊心を育てることを目的に中学校で助産師等を講師として性教育の出前授業等を実施します。
プレコンセプションケア事業 【新規】	プレコンセプションケアとは、毎日を健康的に過ごし、ライフイベントに直面した際にさまざまな選択肢を増やすためのヘルスケアです。プレコンセプションケアの普及啓発に努めます。

2 生活支援の充実

生活困窮により、こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持に影響を及ぼしたり、社会的孤立に陥らないよう、個々の状況に応じた支援が必要です。親の妊娠・出産期から相談支援の充実を図るとともに、支援を要するこどもを対象とした居場所づくりの支援、生活の安定に資する支援の充実を図ります。

事業名	概要
地域こどもの生活支援強化事業 (こども食堂等) 【拡充】	民間団体等が行うこども食堂等のこどもに対する地域の支援体制を強化する事業の立上げ費用や運営費等に対し、補助金を交付します。
こども食堂	こどもやその親及び地域の人々に対し、安価で食事を提供したり、一緒に遊んだり学習をして温かな団らんを提供します。
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者及びその家族、その他関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々の状況にあったプランを作成し、必要なサービスの提供を行います。
生活保護制度	健康で文化的な生活水準を維持できるよう、困窮の度合いに応じた経済的支援や自立支援を行います。
年金制度	遺族年金、寡婦年金・死亡一時金、国民年金保険料の免除
JR通勤定期の割引	生活保護や児童扶養手当の受給者に対し、通勤に要するJR定期代を割引します。
税の軽減	ひとり親家庭の方にかかる税の控除について、基礎控除、扶養控除の他にひとり親控除・寡婦控除の適用が受けられる場合があります。
フードパートナー	金銭的に困窮し、食料品に困っている方に対して、緊急的な食糧援助を行います。
町営住宅優先入居	町営住宅の入居者を選考する際、20歳未満のこどもを扶養するひとり親、18歳未満の児童が3人以上の世帯を優先的に選考して入居させることができます。

3 就労支援の充実

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築くうえでとても重要です。生活困窮者やひとり親家庭が抱える様々な課題に対し、所得の増大と職業生活の安定と向上に資するため、自立に向けた相談や学び直しの支援等により就業に関する支援の充実を図ります。

事業名	概要
生活困窮者自立相談支援事業	関係機関への同行、就労支援員による就労支援を行います。
生活困窮者就労準備事業	生活困窮者で直ちに一般就労への移行が困難な方を一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して行います。
生活保護就労支援事業	生活保護被保護者に対して就労の意欲の情勢や就労支援を行います。
生活保護受給者等就労自立促進事業	支援対象者の状況を総合的に把握し、鳥取公共職業安定所への適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援を行います。
ひとり親家庭等就業支援講習会	就労に有効な知識や技能を習得するために講習会を開催します。 〔鳥取県母子寡婦福祉連合会〕
生活福祉資金	収入の少ない家庭や心身の障がいがある方が低金利又は無利子で借り入れることができます。※母子父子寡婦福祉資金貸付金が優先

第5章 教育・保育・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の整備や利用状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子育て支援法に基づく基本指針では、この区域ごとに教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

本町の教育・保育提供区域は、事業の特性に応じて次のとおり設定します。

(1)教育・保育提供区域

提供区域…岩美町全域

理由:本町には、町立保育所が3か所あり、各保育所の利用対象者は町全域のこどもとされています。今後も、岩美町全域を提供区域とすることが適当です。

(2)地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く)の提供区域

提供区域…岩美町全域

理由:現在実施している子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く)は町全域を対象に実施しているため、今後も岩美町全域を提供区域とすることが適当です。

(3)放課後児童健全育成事業の提供区域

提供区域…各小学校区(3 校区)

理由:各小学校区で児童クラブを設置し事業実施しているため、今後も小学校区を提供区域とします。

2 幼児期の教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制

本町は、3か所の町立保育所において、これまで培ってきた知識・技能を活かし、幼児期におけるこども一人ひとりの育ちを支援する保育を実施します。

また、提供内容の質の維持・向上を図るため、研修や会議等を通じて自己研鑽や関係機関との連携強化に努め、小学校就学後を見据えて義務教育との連続性・一貫性を確保します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域のこどもや家庭が利用できる施設として、スクラム教育の取組みのなかで育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育が提供できるよう、特色のある教育的観点も取り入れた保育を実施します。

3 教育・保育事業等の量の見込みと確保方策

見込み量の算出にあたっては、ニーズ調査の結果や国から示された基本指針等に沿って量の見込みを定めます。

(1) 保育の量の見込みと確保方策

平日日中の教育・保育について、量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

		令和5年度(実績)					令和7年度				
		1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		41	176	25	122	364	43	184	27	118	372
②確保方策	保育所 (特定教育・ 保育施設)	41	176	25	122	364	43	184	27	118	372
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②－①)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		令和8年度					令和9年度				
		1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		43	187	23	118	371	43	187	23	115	368
②確保方策	保育所 (特定教育・ 保育施設)	43	187	23	118	371	43	187	23	115	368
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②－①)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		令和10年度					令和11年度				
		1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		41	177	23	114	355	40	174	22	112	348
②確保方策	保育所 (特定教育・ 保育施設)	41	177	23	114	355	40	174	22	112	348
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②－①)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの量の見込みと対応する提供体制の確保方策及びその実施時期を設定します。

① 時間外保育事業(延長保育事業:18 時以降)

(単位:人)	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	35	35	38	38
実績	32	32	23	26

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	29	29	28	27	27
②確保方策	29	29	28	27	27
差(②-①)	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業

	(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北小 校区	量の見込み	74	79	82	80
	実績	87	87	85	88
西小 校区	量の見込み	58	58	57	51
	実績	66	42	46	52
南小 校区	量の見込み	49	51	52	53
	実績	53	44	42	55
合計	量の見込み	181	188	191	184
	実績	206	173	173	195
	小学生児童数	482	485	485	463
	利用率	0.43	0.36	0.36	0.42

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
北小校区	量の見込み	92	91	92	95	95
西小校区	量の見込み	59	51	51	53	53
南小校区	量の見込み	49	55	56	58	58
量の見込み合計		200	197	199	184	206
小学生児童数		465	461	463	469	468
利用率		0.43	0.43	0.43	0.44	0.44
ニーズ量		213	213	199	206	184

③ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

(単位:人)	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3	3
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

④ 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み (延人数)	1,680	1,560	1,540	1,520
実績 (延人数)	1,444	1,122	1,564	1,602
0～2歳児数(人)	202	205	210	217
一人あたりの 参加回数(回)	7.1	5.4	7.4	7.4

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人数)	1,524	1,495	1,485	1,463	1,433
0～2歳児数(人)	206	202	198	195	191
一人あたりの 参加回数(回)	7.4	7.4	7.5	7.5	7.5

⑤ 幼稚園在園児の預かり保育

(単位:人)	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	1	1	1	1	1
②確保方策	2	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

⑥ 一時預かり事業(保育所の一時保育)

(単位:延人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	180	180	170	170
実績	65	171	153	150

(単位:延人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	160	160	160	160	160
②確保方策	160	160	160	160	160
差(②-①)	0	0	0	0	0

⑦ 病児・病後児保育事業

(単位:延人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	130	130	130	130
実績	2	36	20	57

(単位:延人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	58	58	57	55	54
②確保方策	58	58	57	55	54
差(②-①)	0	0	0	0	0

⑧ 利用者支援事業

(単位:箇所)	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

⑨ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートシステム)

(単位:延人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	50	50	50	15
実績	2	8	8	10

(単位:延人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	11	11	10	10
②確保方策	10	11	11	10	10
差(②-①)	0	0	0	0	0

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業(出生数×1回)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		55	53	52	51	50	49
確保 方 策	実施体制 (人)	1	1	1	1	1	1
	実施機関	町	町	町	町	町	町

⑪ 養育支援訪問事業及び要保護児童等の支援事業

(単位:人)	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14	15	15	15	15	15
②確保方策	14	15	15	15	15	15
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

⑫ 妊婦健康診査事業(出生数×15回(14回+クラミジア検査))

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延件数)		760	795	780	765	750	735
			53人×15 回	52人×15 回	51人×15 回	50人×15 回	49人×15 回
確保 方 策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時	随時

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0
実施方法	委託	委託	委託	委託	委託

⑭ 妊婦等包括相談支援事業(出生数×3回)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延回数)		165	159	156	153	150	147
		55人×3 回	53人×3 回	52人×3 回	51人×3 回	50人×3 回	49人×3 回
確保 方 策	実施体制 (人)	1	1	1	1	1	1
	実施機関	町	町	町	町	町	町

⑮ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

(単位:人)	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	－	－	31	30	29	29
②確保方策	－	－	31	30	29	29
差(②－①)	－	－	0	0	0	0

⑯ 産後ケア事業

(単位:延人数)	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	16	30	30	30	30	30
②確保方策	16	30	30	30	30	30
差(②－①)	0	0	0	0	0	0
実施方法	委託	委託	委託	委託	委託	委託

第6章 計画の推進に向けて

1 計画推進の基本的な考え方

本計画の推進にあたって、「こどもまんなか社会」を目指して、多分野にわたる総合的な取組が必要となるため、教育、保育、保健、医療、福祉、まちづくり等町政の幅広い分野と連携し、横断的な施策に取り組むとともに、多くの町民や子育て当事者の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

町の広報誌やホームページ等の活用をはじめ、様々な機会を活用し、町民や関係団体等へ本計画を広く周知していきます。

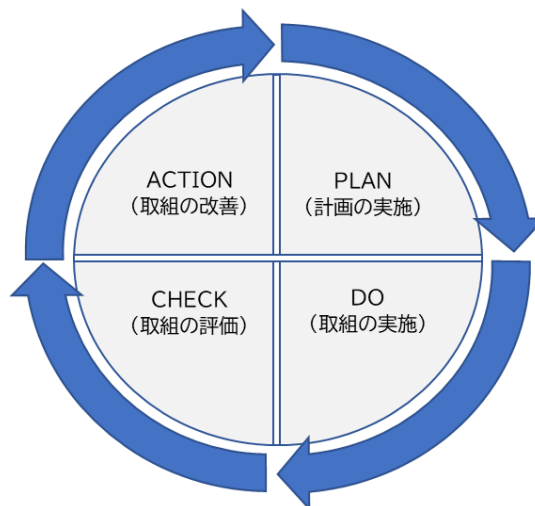
2 計画の点検・評価

(1) 計画の推進体制

岩美町子ども・子育て会議において、毎年度、計画に基づく施策、その他地域における子ども・子育て支援施策の達成状況等について点検・評価し、必要に応じて改善を促します。本計画を着実に推進するため、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(点検・評価)、ACTION(改善・見直し)のPDCAサイクルを活用して進捗状況を確認します。

町は、この結果を公表し、これに基づいて課題の早期対応等、必要な措置を講じます。

【PDCA サイクルによる進捗評価】



(2) 計画の進行管理

この計画の進行管理は、岩美町役場子ども未来課で行います。

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込み一覧】

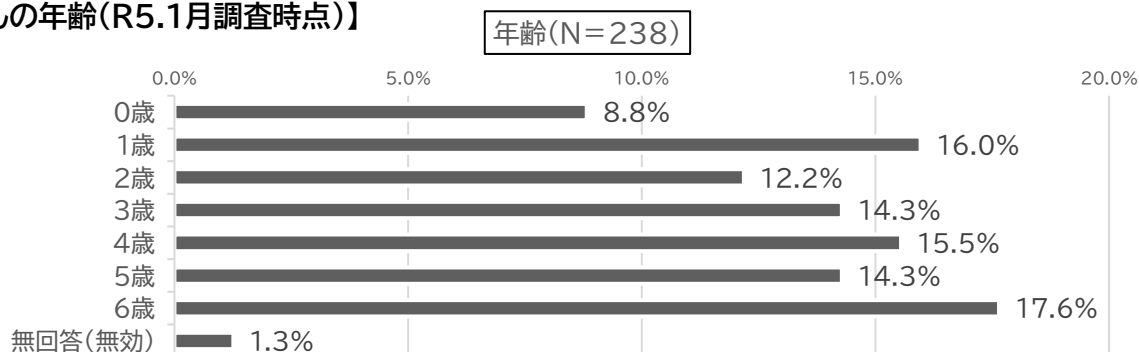
事業名	現状	目標値 (令和11年度)
時間外保育事業	26人	27人
放課後児童健全育成事業	195人	184人
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	3人	3人
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	1,602人	1,433人
(1人あたり)	(7.4回)	(7.5回)
幼稚園在園児の預かり保育	2人	1人
一時預かり事業 (保育所の一時保育)	150人	160人
病児・病後児保育事業	57人	54人
利用者支援事業 (こども家庭センター)	1か所	1か所
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートシステム)	10人	10人
乳児家庭全戸訪問事業	55人	49人
養育支援訪問事業及び 要保護児童等の支援事業	14人	15人
妊婦健康診査事業 (出生数×15回)	760件	735件
子育て世帯訪問支援事業	0人	1人
妊婦等包括相談支援事業 (出生数×3回)	165回	147回
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	—	29人
産後ケア事業	16人	30人

資料編

- 1 岩美町子育てアンケートの主な結果
- 2 令和7年度～11年度の推計児童人口
- 3 岩美町子ども・子育て会議設置要綱
- 4 岩美町子ども・子育て会議委員名簿
- 5 計画策定の経過

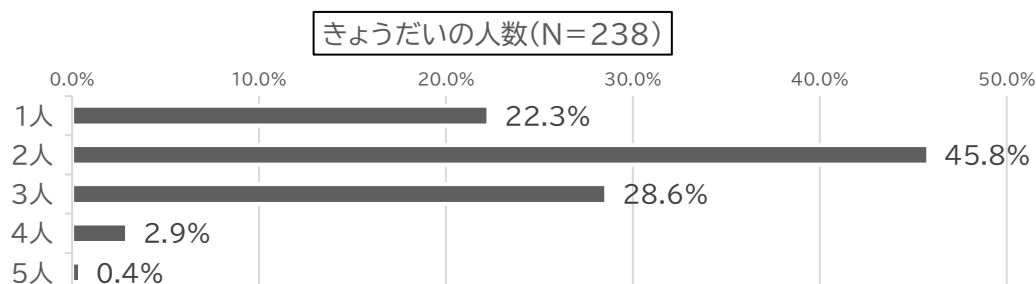
1 岩美町子育てアンケートの主な結果

【お子さんの年齢(R5.1月調査時点)】



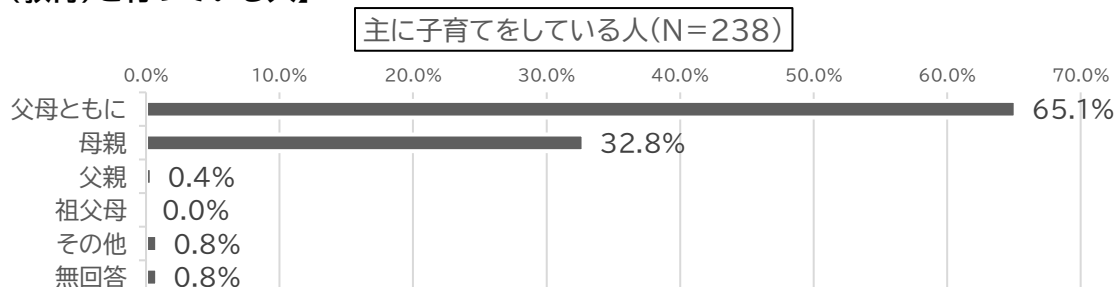
「6歳」が17.6%と最も多い。

【あて名のお子さんを含めたきょうだいの人数】



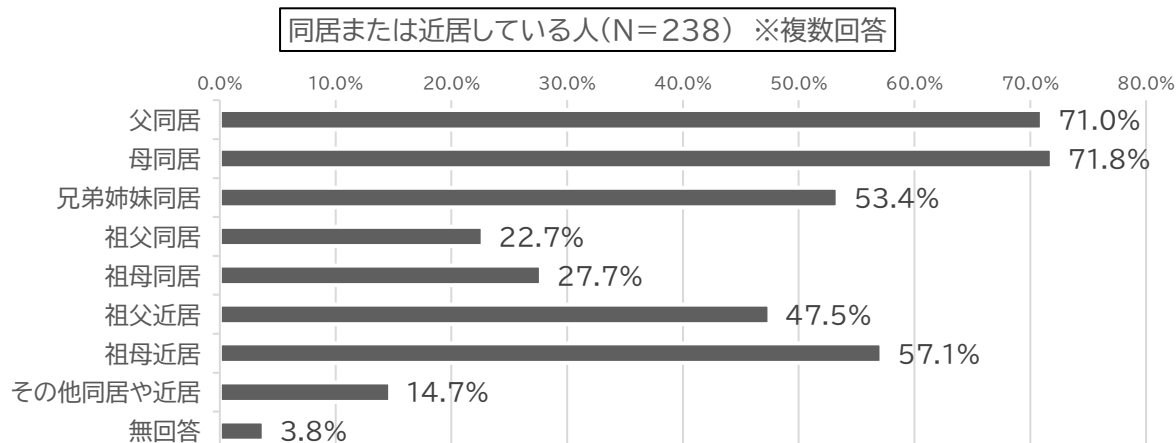
「2人」が45.8%と最も多く、次いで「3人」28.6%となっている。

【主に子育て(教育)を行っている人】



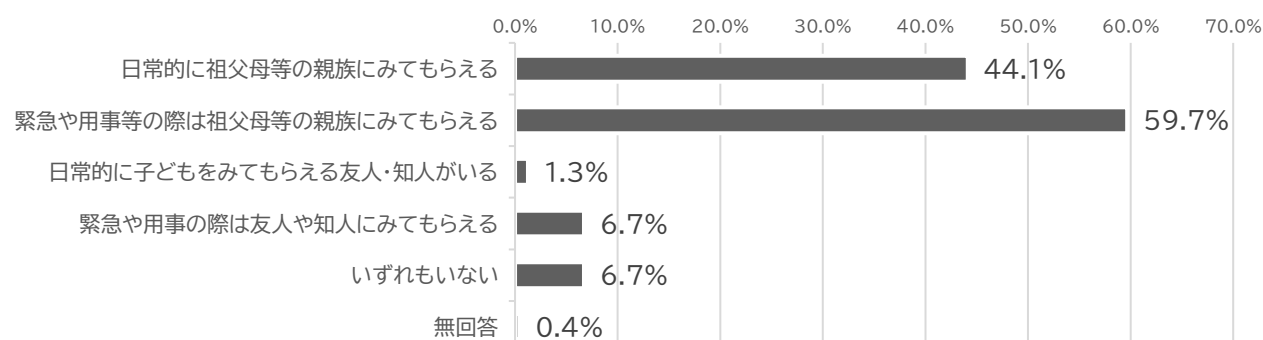
「父母ともに」が65.1%、次いで「母親」が32.8%となっている。

【お子さんと同居または近居している人】



【お子さんをみてもらえる親族・知人の有無】

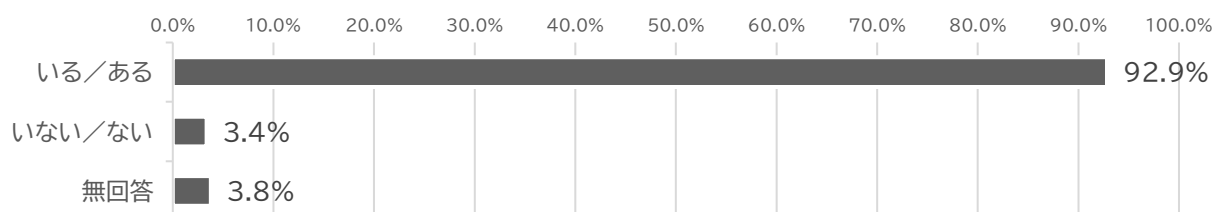
みてもらえる人の有無(N=238) ※複数回答



「緊急や用事等の際は祖父母等の親族にみてもらえる」が59.7%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が44.1%となっている。

【子育てをする上で、気軽に相談できる人(場所)の有無】

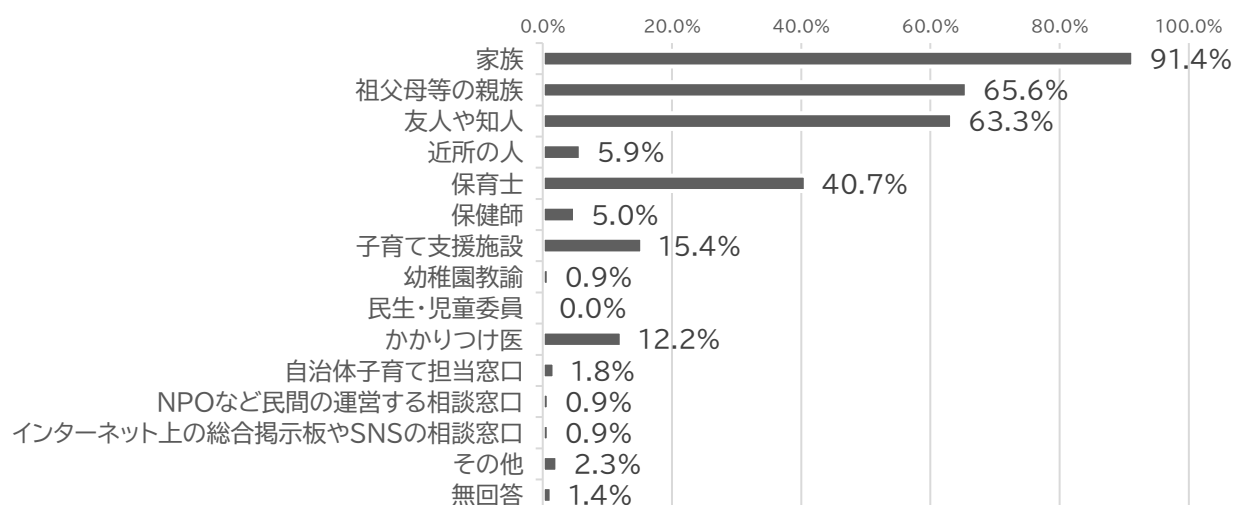
相談できる人の有無(N=238)



「いる／ある」が92.9%となっている。

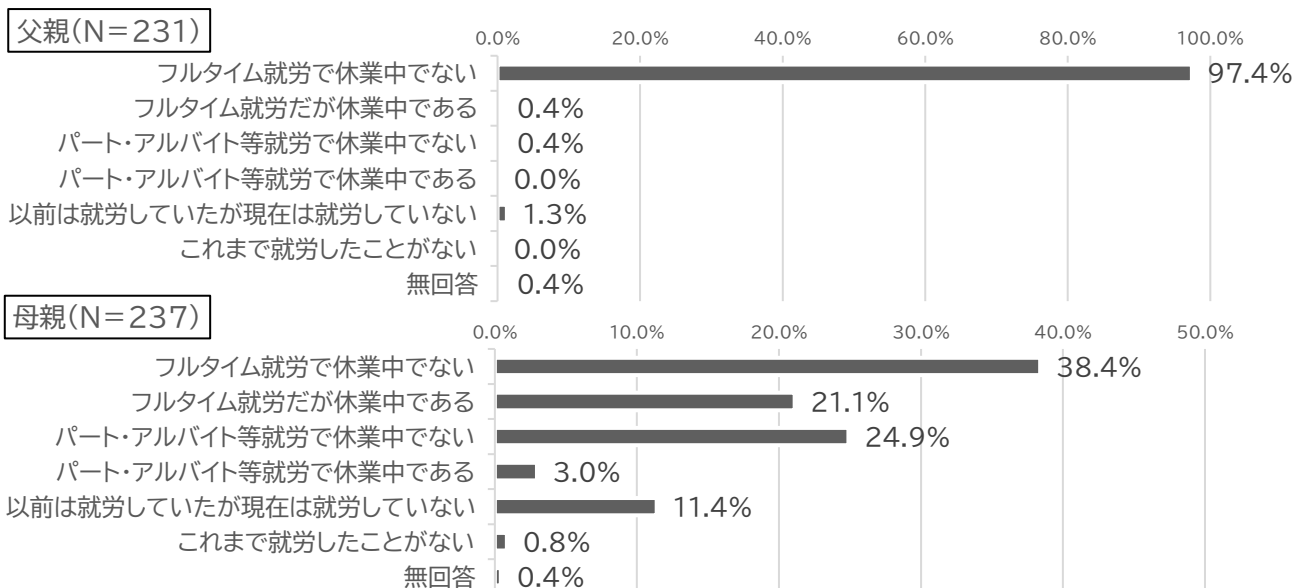
【気軽に相談できる人(場所)】

相談できる人(場所)(N=221) ※複数回答



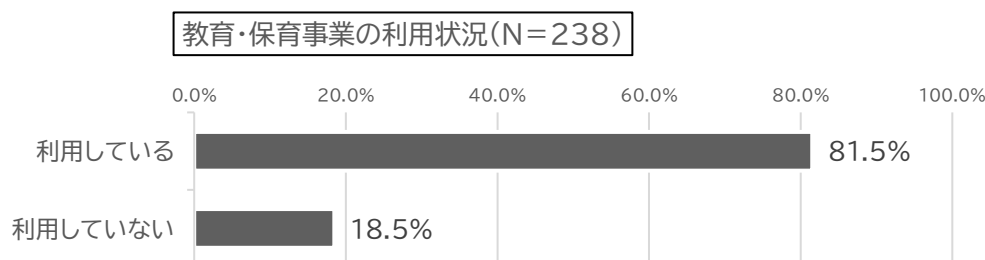
「家族」が91.4%、次いで「祖父母等の親族」65.6%、「友人や知人」63.3%の順となっている。

【保護者の就労状況(自営業、家族従事者を含む)】



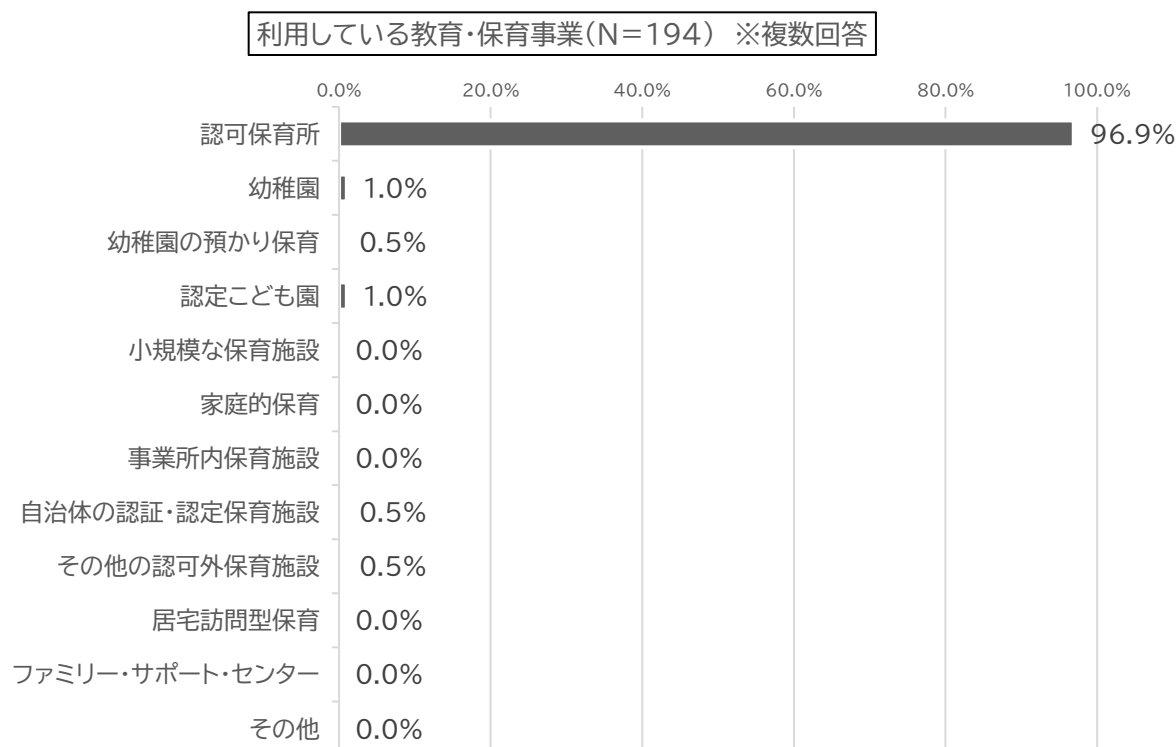
父親、母親ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多い。
就労している方(休業中を除く)の割合は、父親は 97.8%で、母親は 63.3%である。

【教育・保育事業の利用状況】



教育・保育事業を定期的に「利用している」お子さんは 81.5%となった。

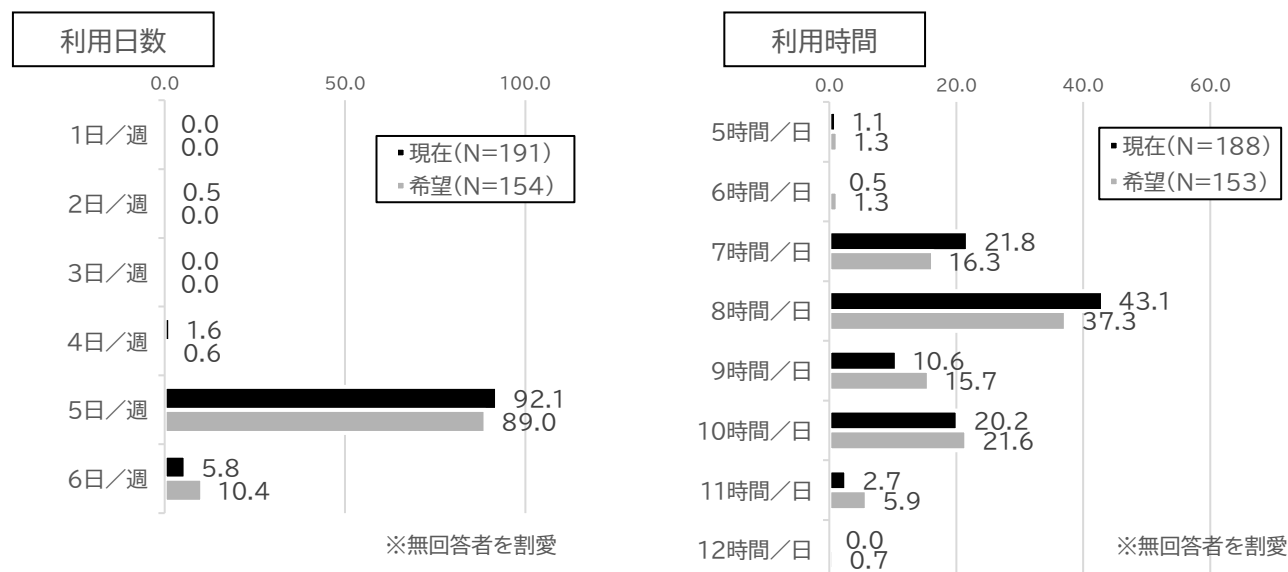
【利用している教育・保育事業】



「認可保育所(国の最低基準に適合した施設で都道府県等の許可を受けたもの)」の利用が 96.9%となった。

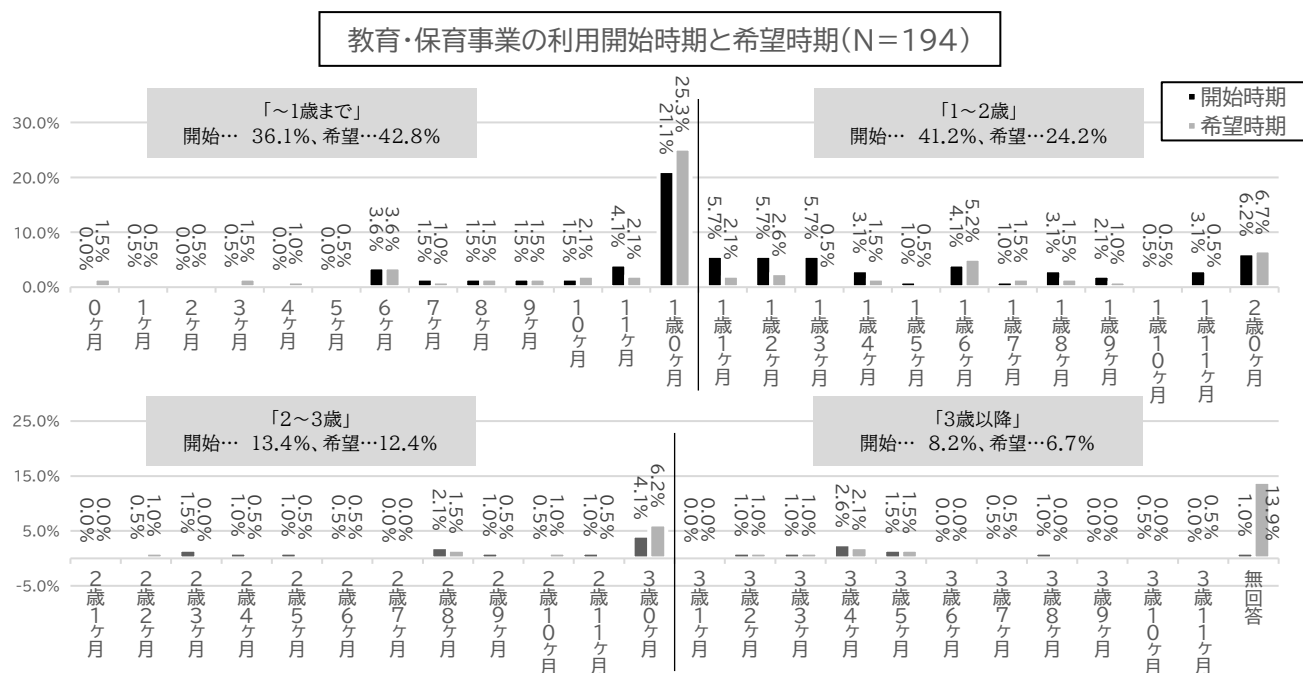
【教育・保育事業の利用状況】

⇒利用日数と利用時間(現在と希望)



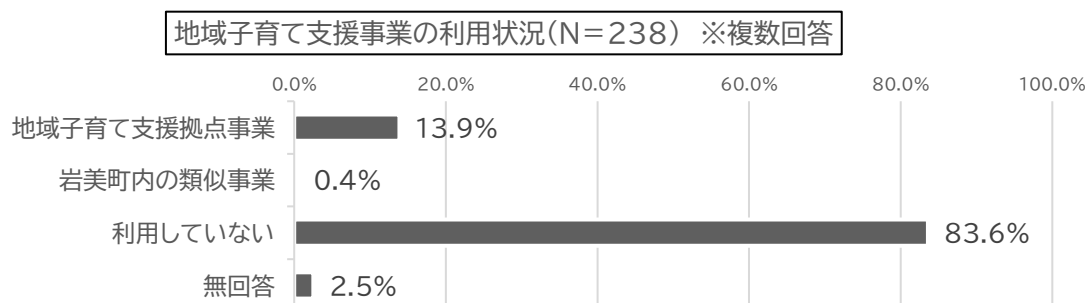
現在の利用日数および希望とする利用日数は、週あたり「5日」が最も多く、次いで「6日」となった。
 現在の利用時間は1日あたり「8時間」が 43.1%、次いで「7時間」が 21.8%となった。
 希望とする利用時間は、「8時間」が 37.3%と最も多く、次いで「10時間」が 21.6%となった。
 希望では、利用日数と時間を増やしたいと見受けられる。

【教育・保育事業の利用開始時期と希望した時期】



利用開始した時期は「1歳0ヶ月」が21.1%と最も多く、次いで「2歳0ヶ月」が6.2%となった。
希望とした利用開始時期も「1歳0ヶ月」が25.3%と最も多く、次いで「2歳0ヶ月」が6.7%であった。

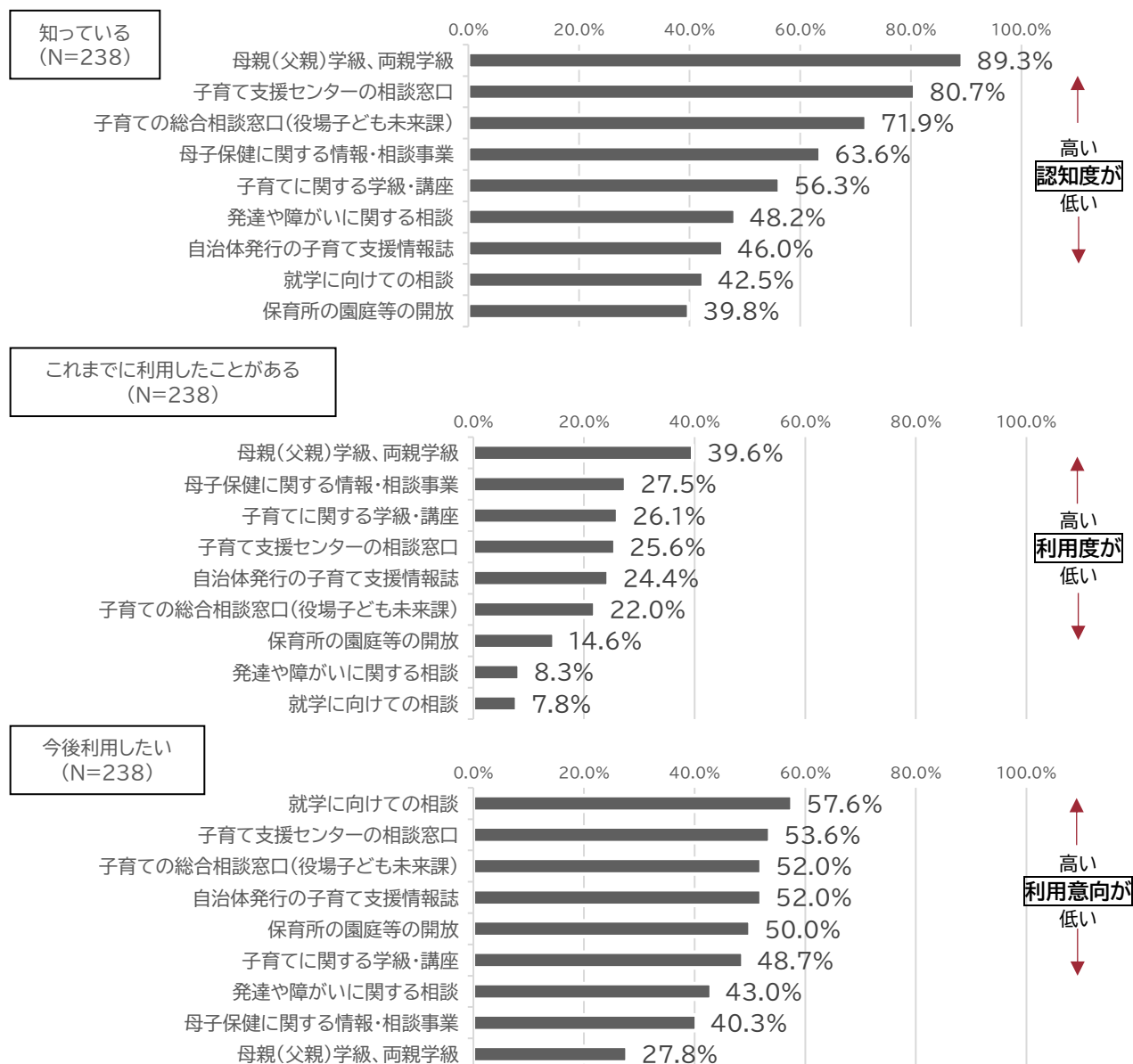
【地域子育て支援事業の利用状況】



「利用していない」が83.6%で最も多い。
「地域子育て支援拠点事業」の利用者は13.9%であり、「岩美町内の類似事業」の利用者は0.4%となった。

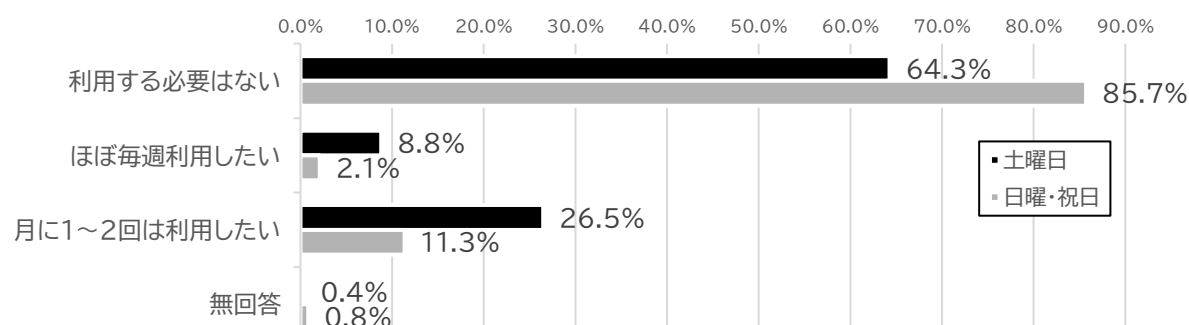
【地域子育て支援事業の利用状況等】

(※参考)問 19 各事業の利用状況及び利用意向の割合による並べ替え



【土曜日と日曜・祝日の教育・保育事業の利用意向】

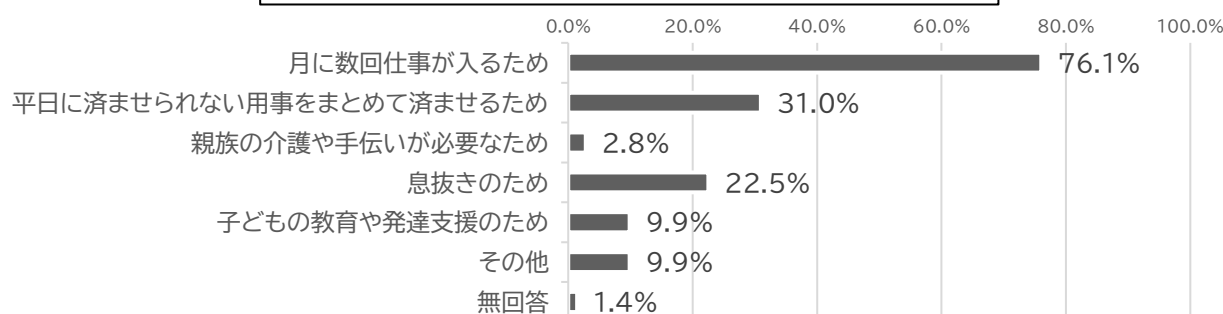
【土曜日】【日曜・祝日】の教育・保育事業の利用意向(N=238)



土曜日および日曜・祝日とも「利用する必要はない」が最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」となった。

【たまに教育・保育事業を利用したい理由】

たまに教育・保育事業を利用したい理由(N=71) ※複数回答

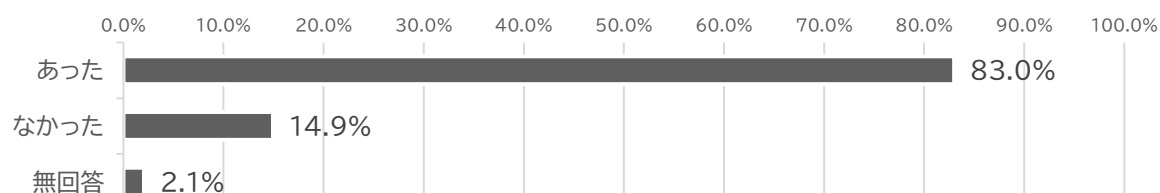


「月に数回仕事が入るため」が 76.1%と最も多く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が 31.0%となった。

「その他」では、“祖父母の負担軽減のため”、“学校行事などがあるため”、“ずっと過ごしていると、精神的にきついのので預けたい”などであった。

【この1年間に病気やケガによって教育・保育事業の利用ができなかった有無】

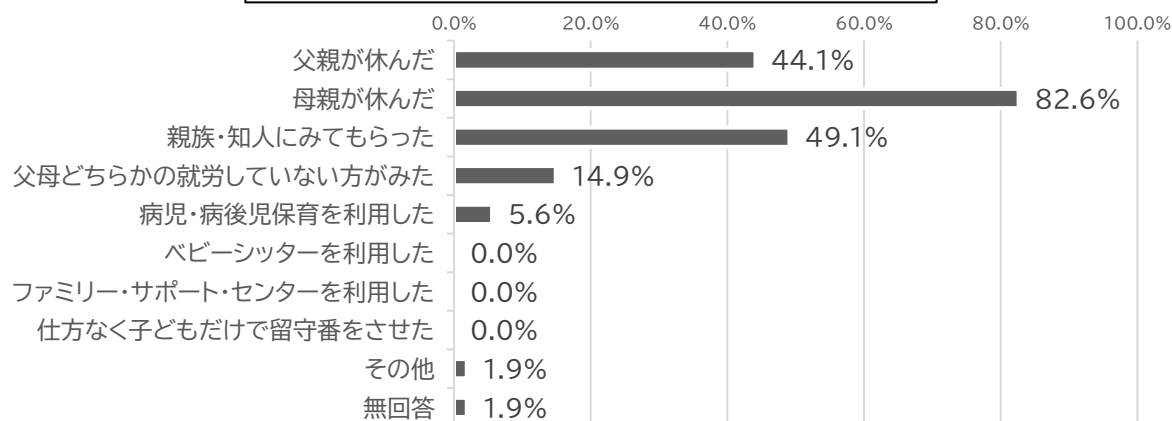
病気やケガで利用できなかったことの有無(N=194)



「あった」が 83.0%、「なかった」が 14.9%となった。

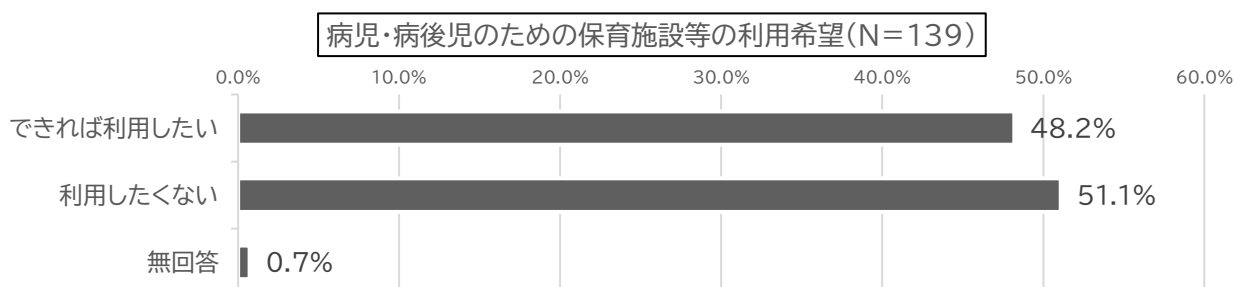
【その場合の対処方法】

利用できなかった場合の対処方法(N=161) ※複数回答



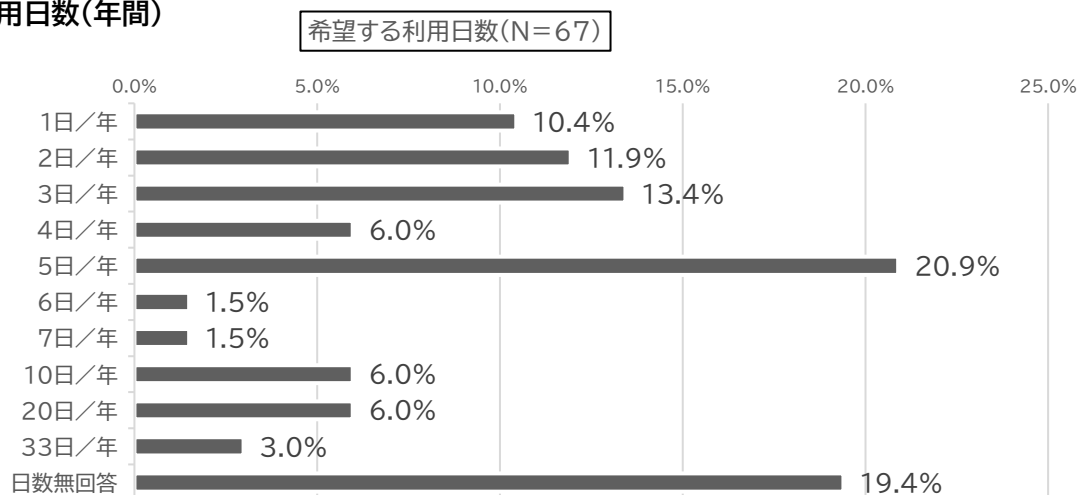
「母親が休んだ」が 82.6%と最も多く、次いで「親族・知人にみてもらった」が 49.1%となった。
「その他」の対処方法としては、“自営業のため店に居させた”、“母親がリモートワークをした、在宅勤務をした”であった。

【病児・病後児のための保育施設等の利用希望】



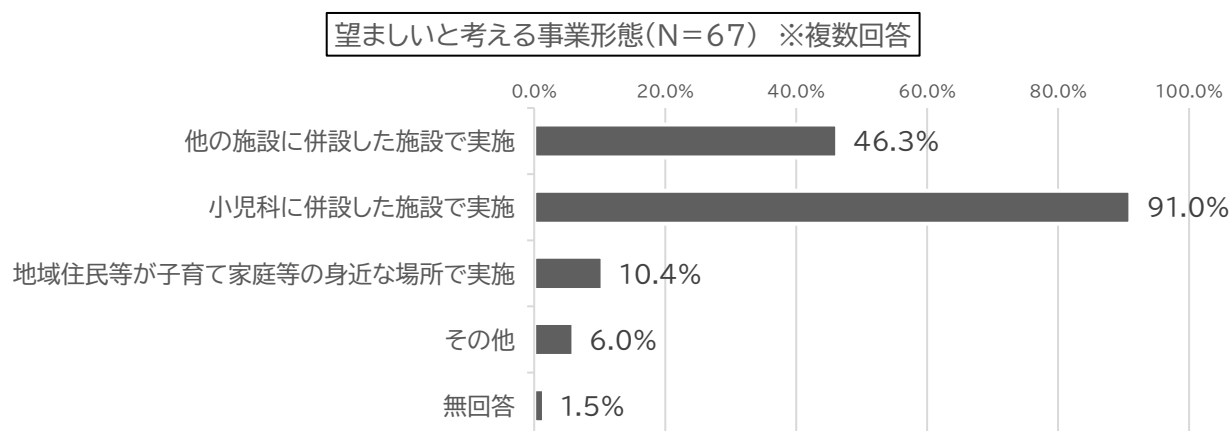
「利用したくない」が 51.1%、「できれば利用したい」が 48.2%となった。

⇒希望する利用日数(年間)



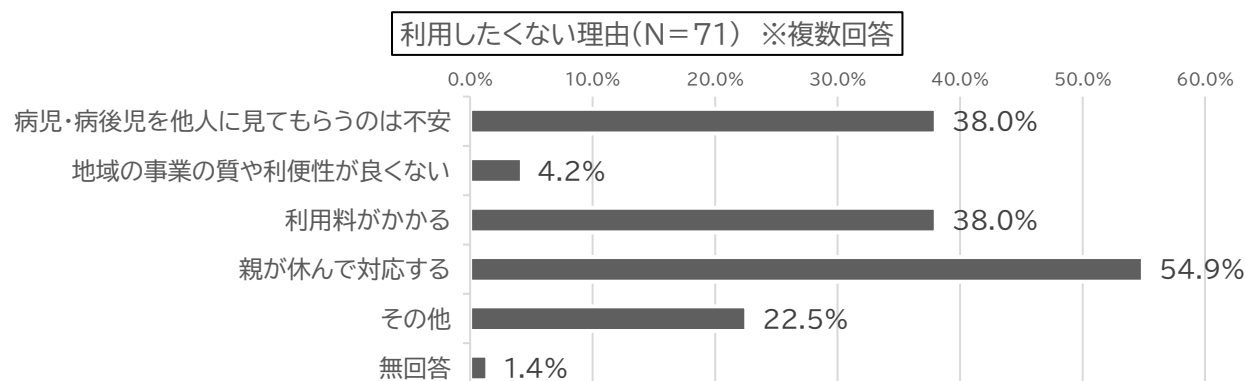
利用したいと考える日数は年間あたり「5日」が 20.9%と最も多く、次いで「3日」が 13.4%となった。

【病児・病後児のための保育施設等について望ましいと考える事業形態】



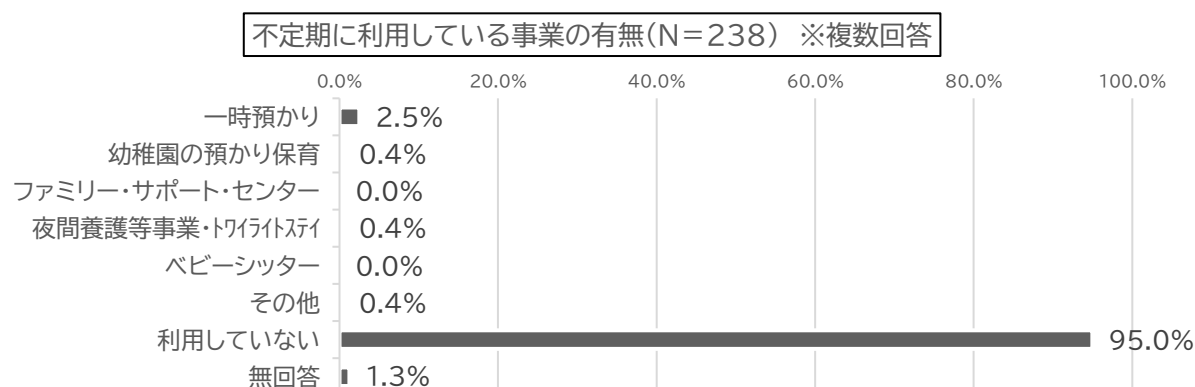
「小児科に併設した施設で実施」が 91.0%と最も多く、次いで「他の施設(例:幼稚園・保育所等)に併設した施設で実施」が 46.3%となった。
「その他」は、“職場にある病児保育の利用”や、“通っている園で看護師等が保育をする事業”であった。

【病児・病後児のための保育施設等を利用したくない理由】



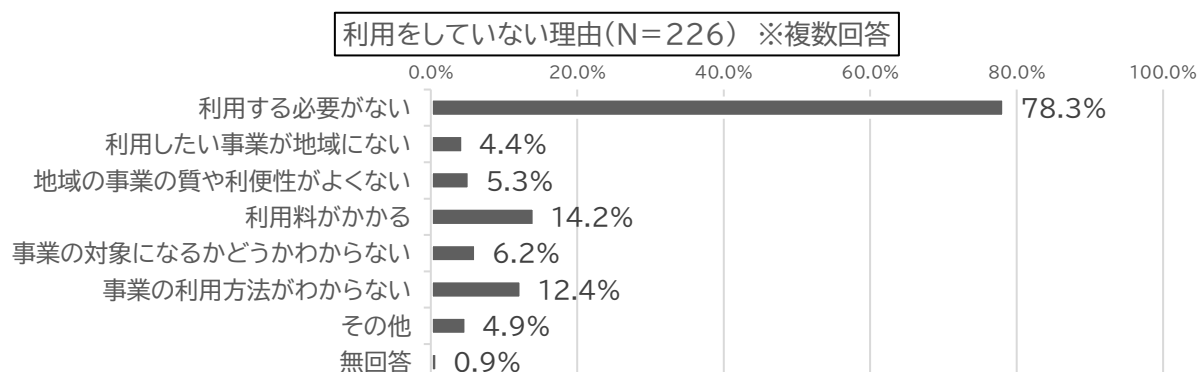
「親が休んで対応する」が 54.9%と最も多く、次いで「病児・病後児を他人に見てもらうのは不安」と「利用料がかかる」が 38.0%となった。
「その他」は、“子どもがとても嫌がるのが分かっている”や、“手続きに手間がかかる”、“利用前に受診が必要。その受診の為に仕事を休む又は遅れるので、不便”、“子どもが少しでも安心できるように一緒にいてあげたい”等であった。

【不定期に利用している事業の有無(※私用や親の通院、不定期の就労等を目的とする)】



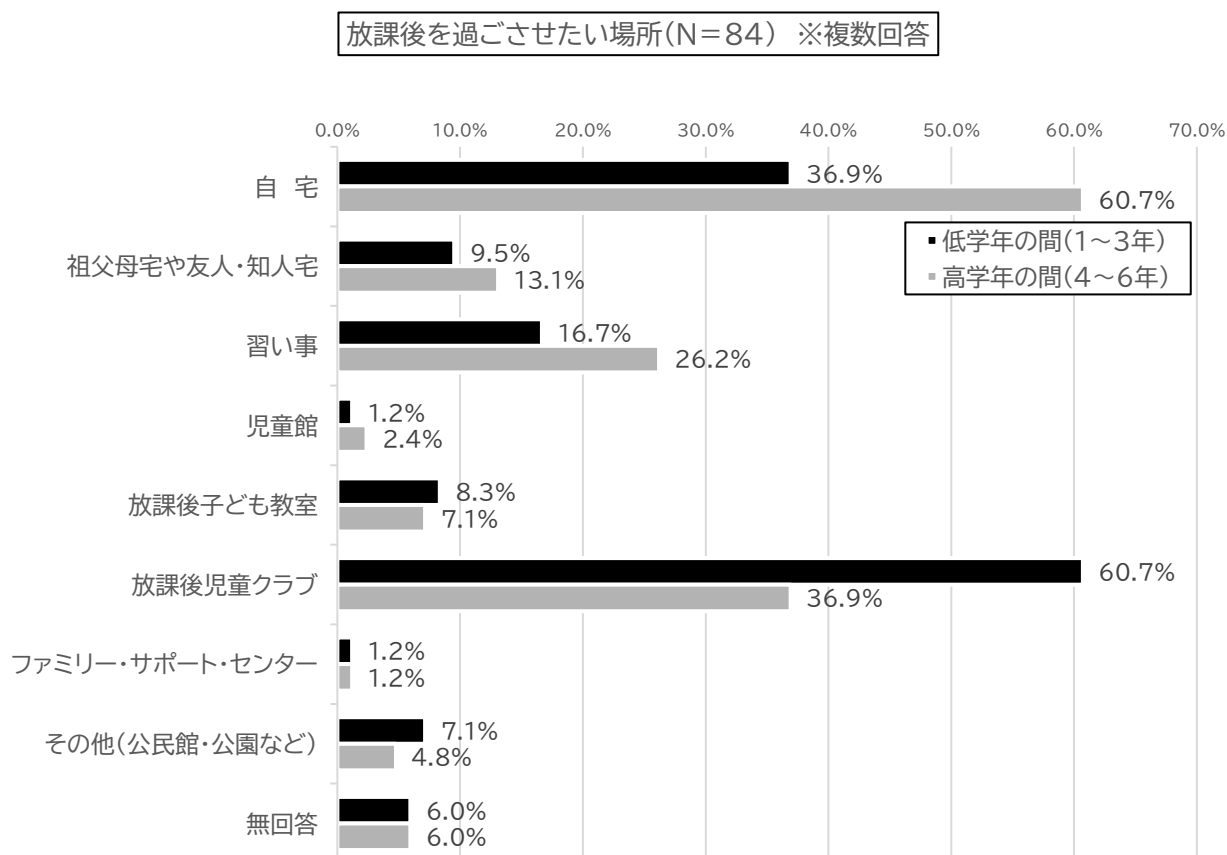
事業を「利用していない」が 95.0%と最も多く、次いで「一時預かり(理由を問わずに保育所等で一時的に子どもを保育する事業)」が 2.5%となった。
「その他」としては、“デイサービス”であった。

【利用をしていない理由】



「利用する必要がある」が78.3%と最も多く、次いで「利用料がかかる」が14.2%となった。
「その他」では、“知らない人に預けることへの不安”、“手続きに手間がかかる”、“子どもがとても嫌がる”、“祖父母に見てもらえるから”などであった。

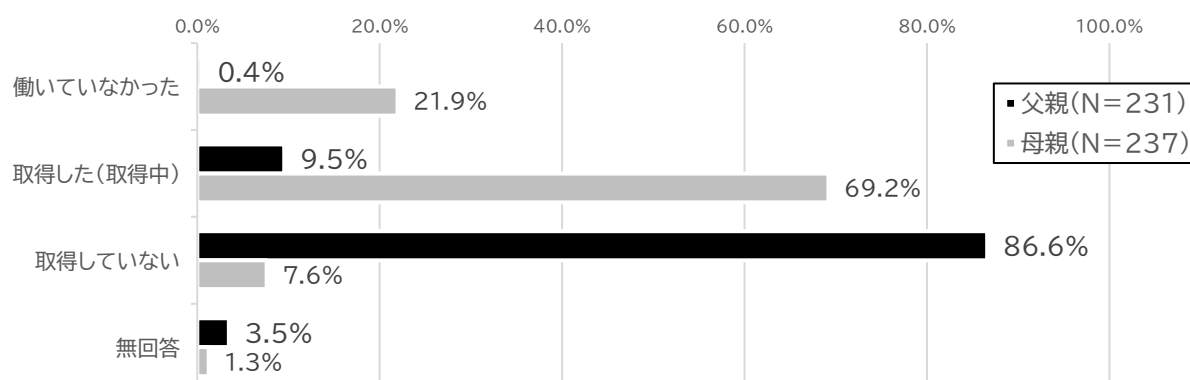
【放課後を過ごさせたい場所】



小学校低学年(1～3年生)の間は、「放課後児童クラブ(学童保育)」が60.7%と最も多く、次いで「自宅」が36.9%となった。
小学校高学年(4～6年生)の間については、「自宅」が60.7%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が36.9%となり、低学年と順位が逆になっている。

【育児休業の取得の有無】

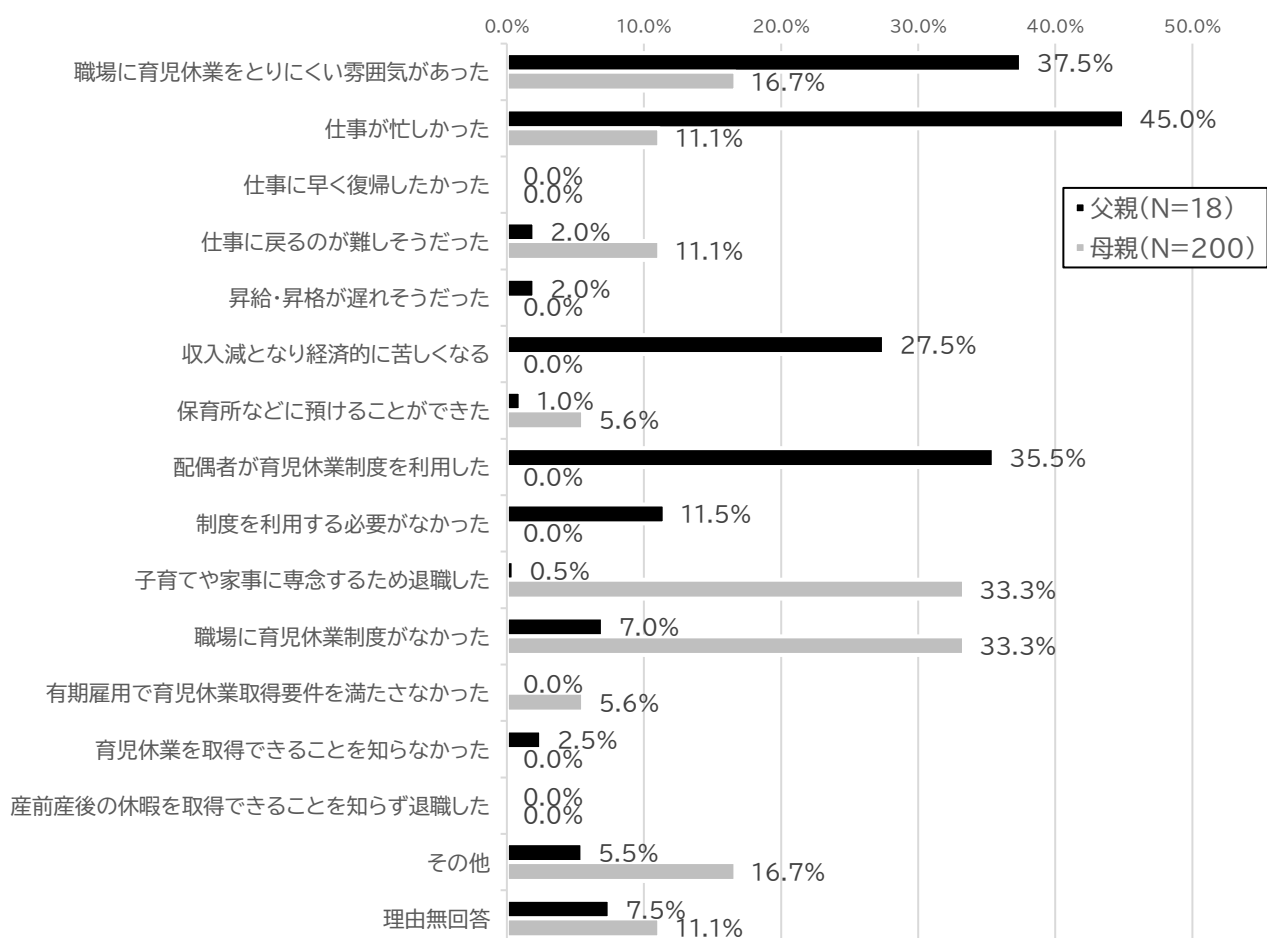
育児休業取得の有無



父親は「取得していない」が 86.6%で最も多く、母親は「取得した(取得中)」が 69.2%と最も多い。

⇒取得していない理由

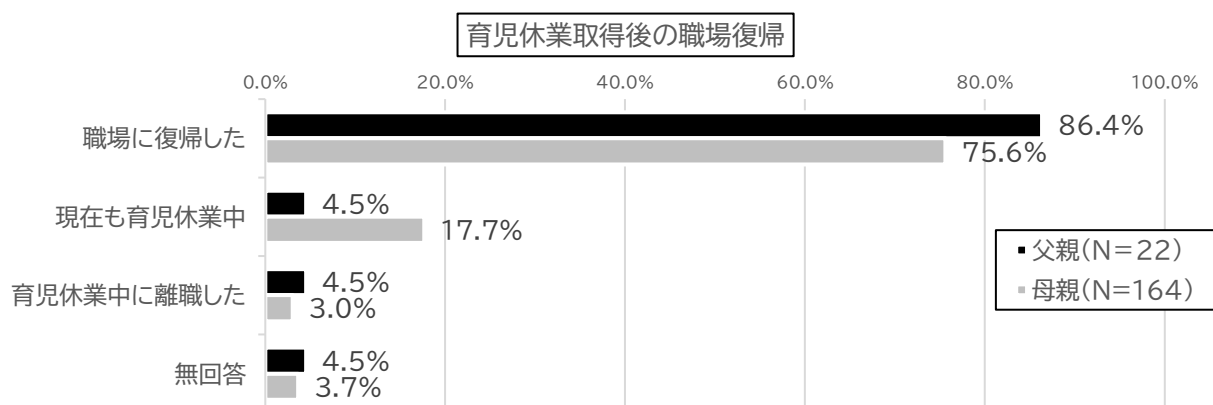
育児休業を取得していない理由 ※複数回答



父親の「取得していない」理由は、「仕事が忙しかった」が 45.0%と最も多く、次いで「職場に育児休業をとりにくい雰囲気があった」37.5%となった。「その他」としては「自営業のため」、「給料が減る」、「取る気がない」などであった。

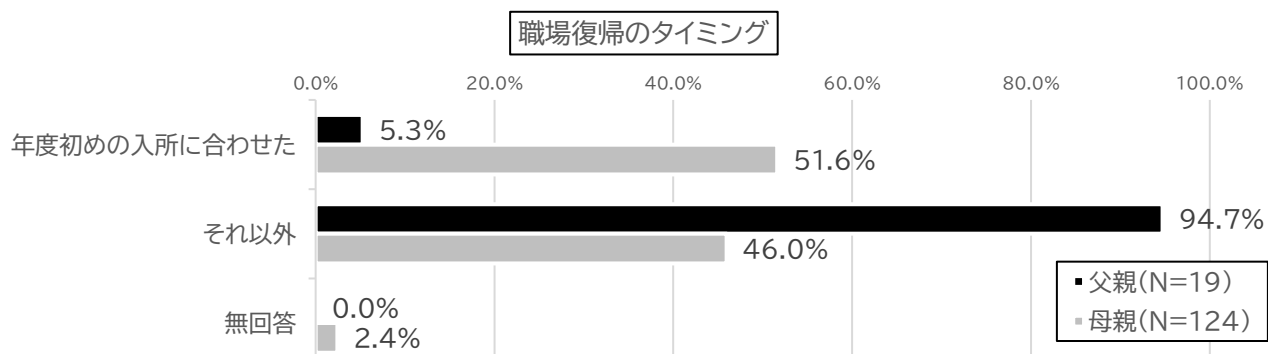
母親は「子育てや家事に専念するため退職した」と「職場に育児休業制度がなかった」が 33.3%と最も多い。「その他」としては、「自営業なので」、「在宅勤務なので」などであった。

【育児休業取得後の職場復帰】



「職場に復帰した」と回答したのは、父親は 86.4%で、母親は 75.6%となった。

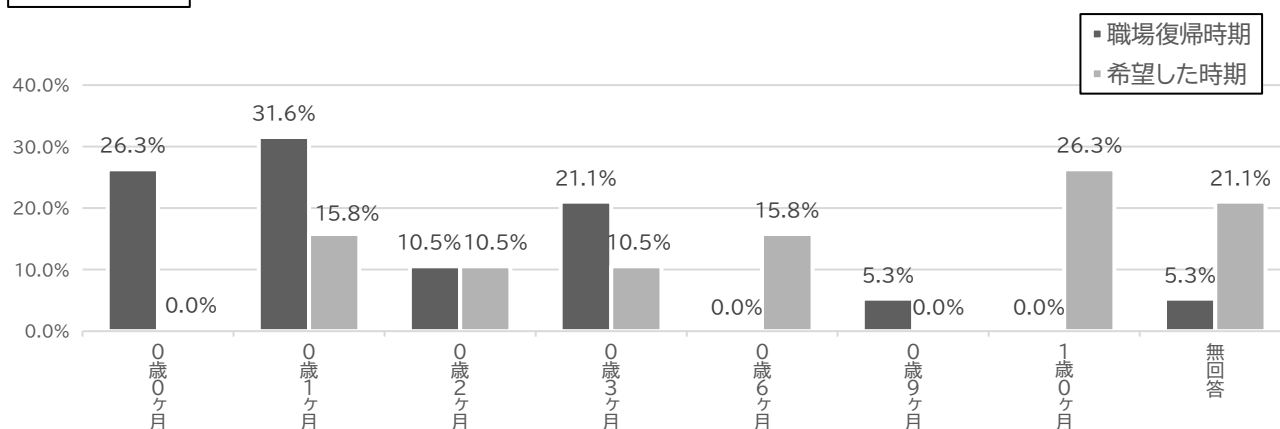
【育児休業取得後の職場復帰のタイミング】



父親は「それ以外」が 94.7%と最も多く、母親は「年度初めの入所に合わせた」が 51.6%で最も多い。

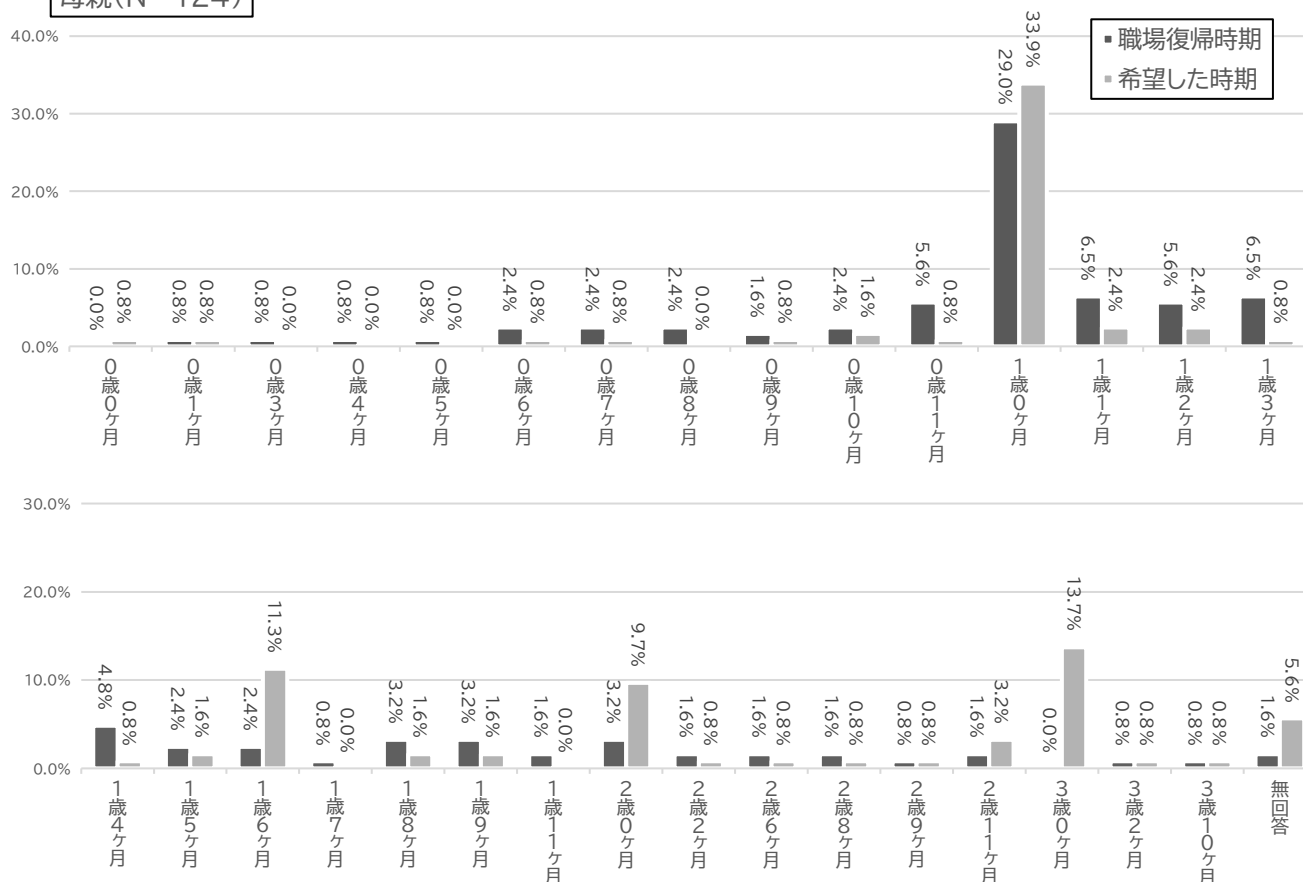
【育児休業の取得期間と希望した取得期間(お子さんの年齢)】

父親(N=19)



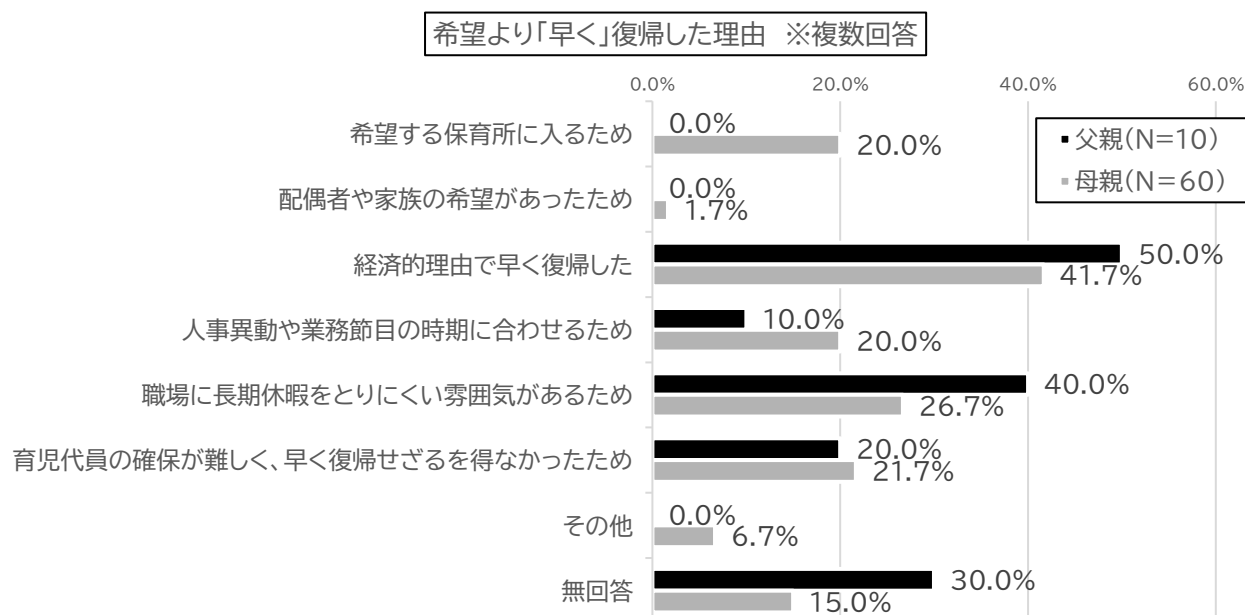
父親の職場復帰の時期は「0歳1ヶ月」が 31.6%と最も多く、次いで「0歳0ヶ月」が 26.3%となった。希望とした取得期間は「1歳0ヶ月」が 26.3%と最も多く、次いで「0歳1ヶ月」と「0歳6ヶ月」が 15.8%と同順になった。実際の復帰時期より長く育児休業を取りたかったと思われる。

母親(N=124)



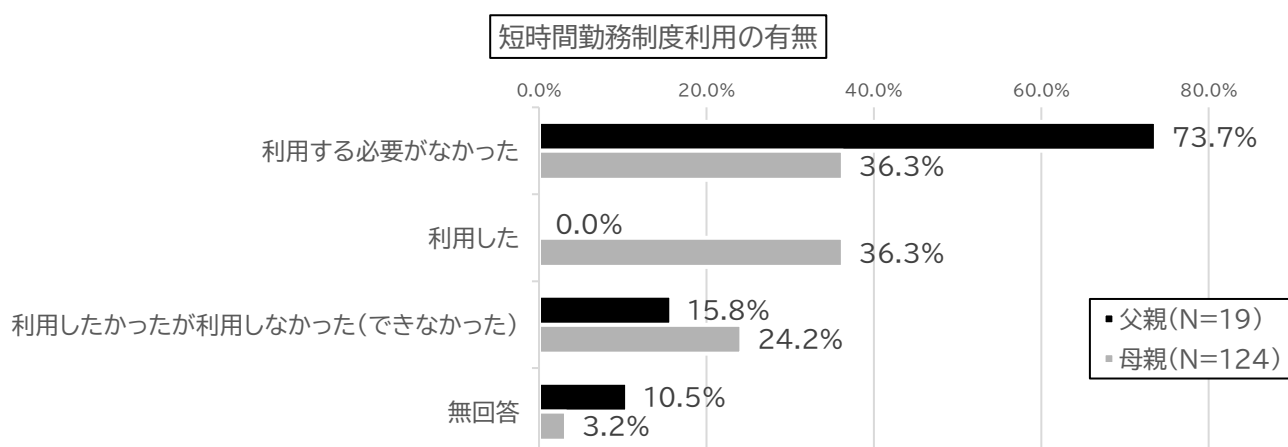
母親の職場復帰の時期は「1歳0ヶ月」が 29.0%と最も多く、次いで「1歳1ヶ月」と「1歳3ヶ月」が 6.5%となった。希望とした取得期間は「1歳0ヶ月」が 33.9%と最も多く、次いで「3歳0ヶ月」が 13.7%となった。実際の復帰時期より長く育児休業を取りたかったと思われる。

【希望より「早く」復帰した理由】



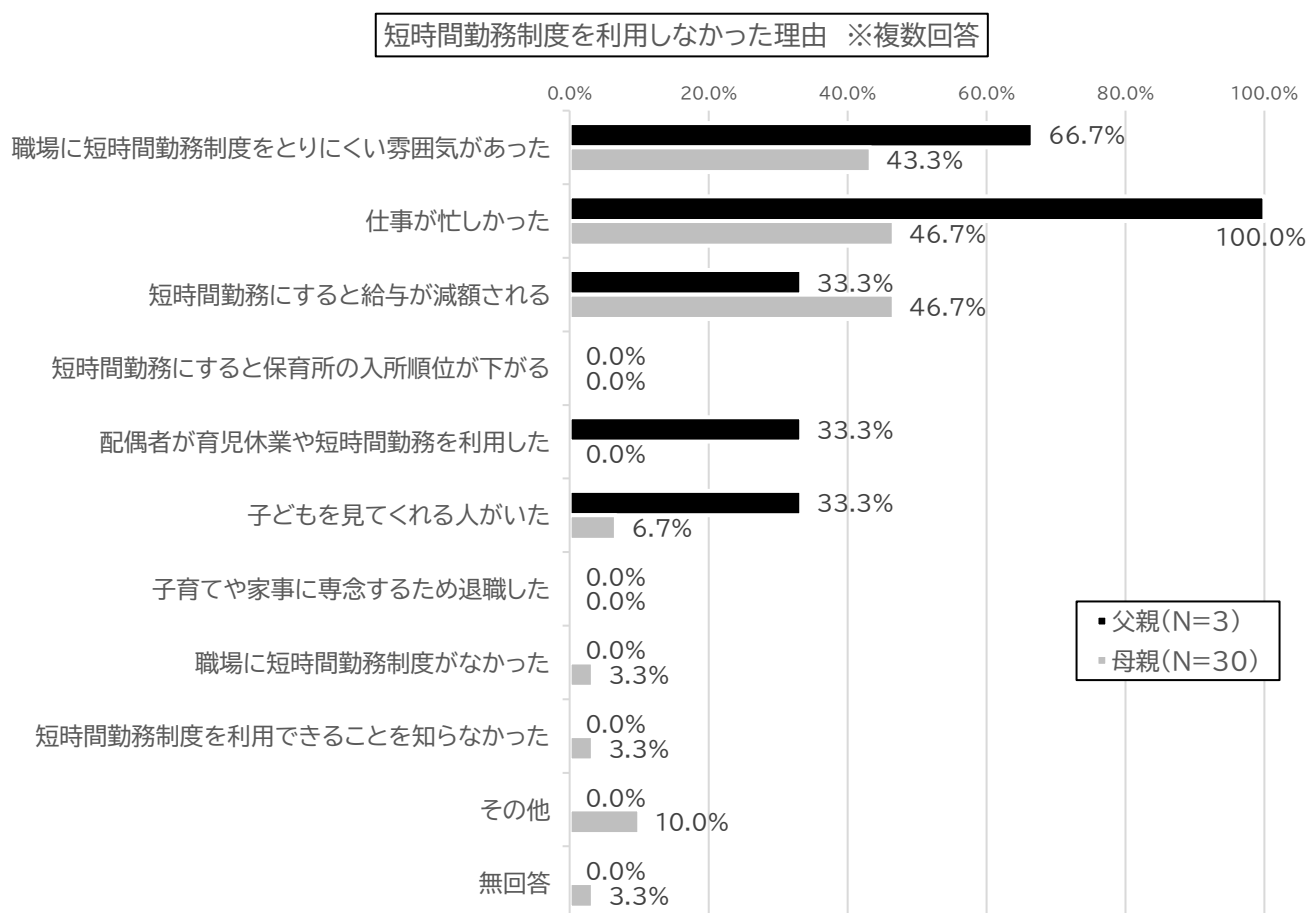
希望より早く復帰した理由は、父親母親ともに「経済的理由で早く復帰した」が最も多く、次いで「職場に長期休暇をとりにくい雰囲気があるため」となっている。
「その他」の理由として、“1歳になったら復帰する風潮がある”、“長期休むことに不安があった”などである。

【短時間勤務制度利用の有無】



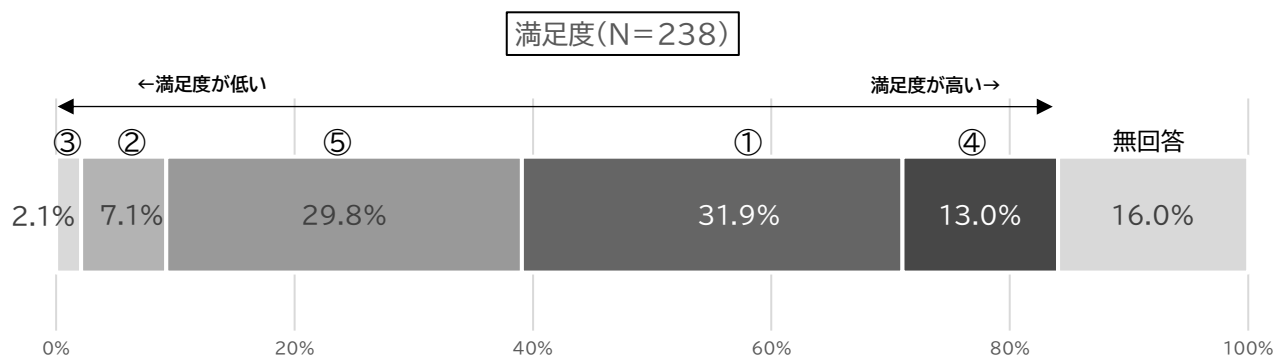
父親は「利用する必要がなかった」が73.7%と最も多い。
母親は「利用する必要がなかった」と「利用した」が36.3%と同順で最も多い。

【短時間勤務制度を利用しなかった(できなかった)理由】



父親は「仕事が忙しかった」が 100%となり、次いで「職場に短時間勤務制度をとりにくい雰囲気があった」が 66.7%となった。
母親は「仕事が忙しかった」と「短時間勤務にすると給与が減額される」が 46.7%で最も多い。

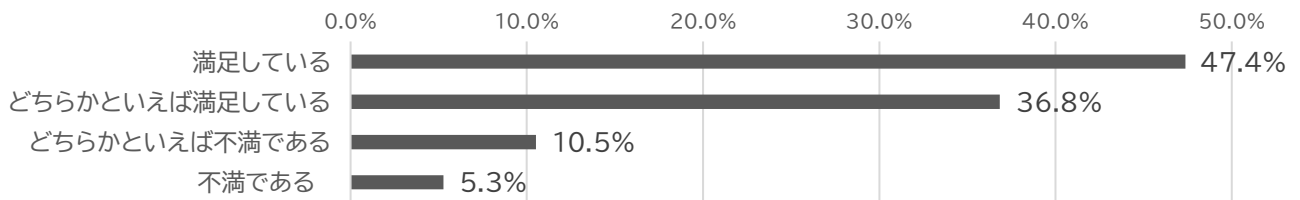
【子育て環境の満足度(5段階評価)】



5段階評価のうち「4」が 31.9%と最も多く、次いで「3」が 29.8%となった。
概ね満足していると思われる。

【生活の満足度】

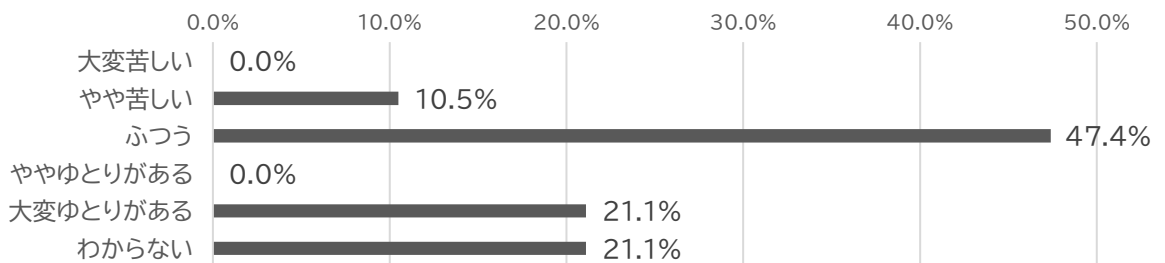
生活の満足度（N=19）



「満足している」が 47.4%と最も多く、次いで「どちらかといえば満足している」が 36.8%となった。

【経済的にみた家の状況】

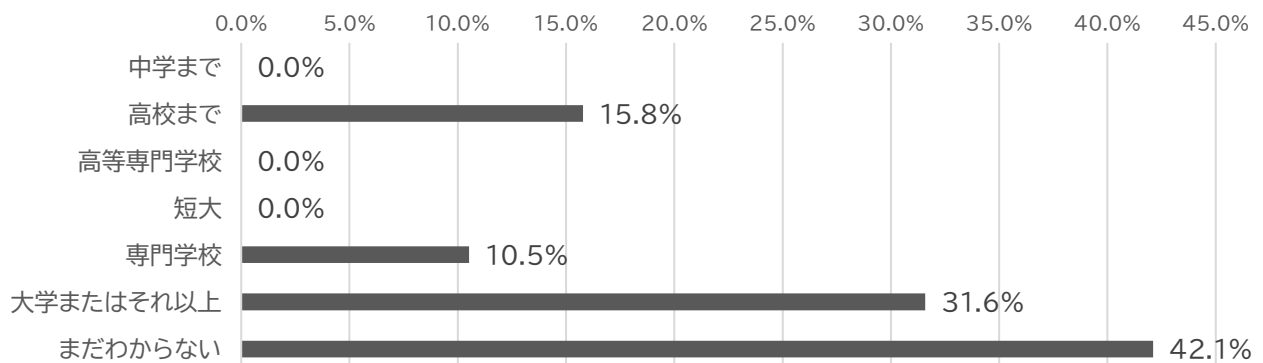
経済的にみた家の状況（N=19）



「ふつう」が 47.4%と最も多く、次いで「大変ゆとりがある」と「わからない」が 21.1%となった。

【志望する進路】

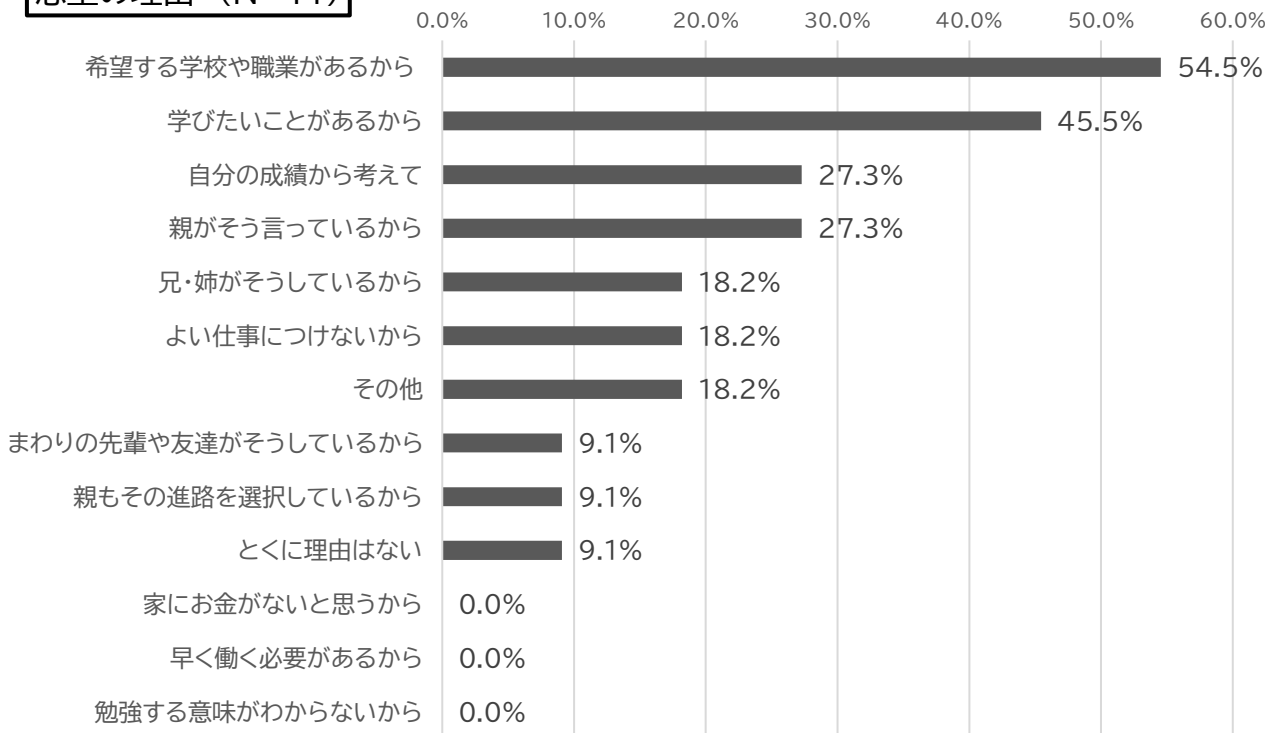
志望する進路（N=19）



「まだわからない」が 42.1%と最も多く、次いで「大学またはそれ以上」が 31.6%となった。

【志望の理由】

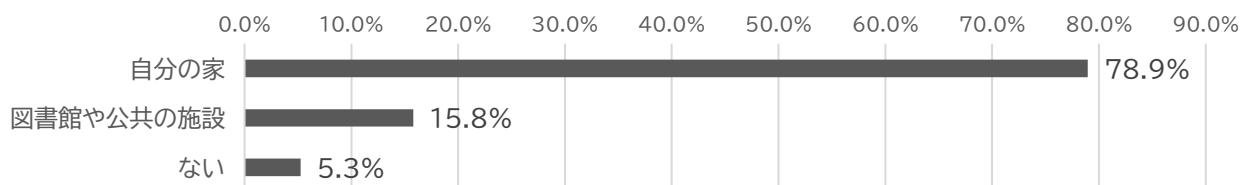
志望の理由 (N=11)



「希望する学校や職業があるから」が 54.5%と最も多く、次いで「学びたいことがあるから」が 45.5%となった。
 「その他」では、“高校生の時に考える”、“自分が何をしたいかを見つけるため”、“大学生活を楽しみたいし、気の合う友人に出会いたいから”であった。

【ほっとできる居場所】

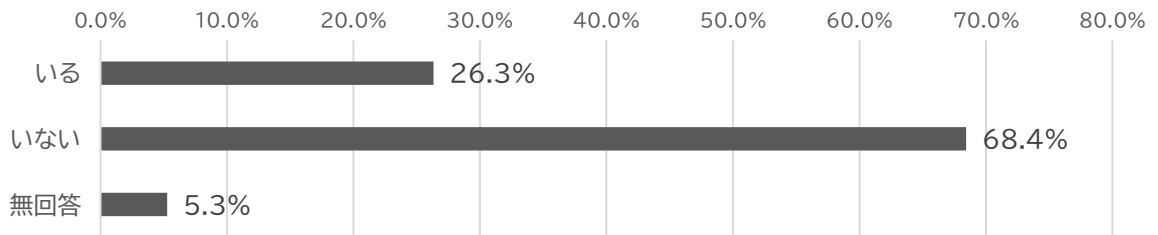
ほっとできる居場所 (N=19)



「自分の家」が 78.9%と最も多く、次いで「図書館や公共の施設」が 15.8%となっている。

【高齢や身体が不自由などの理由で家族の中にお世話を必要とする人の有無】

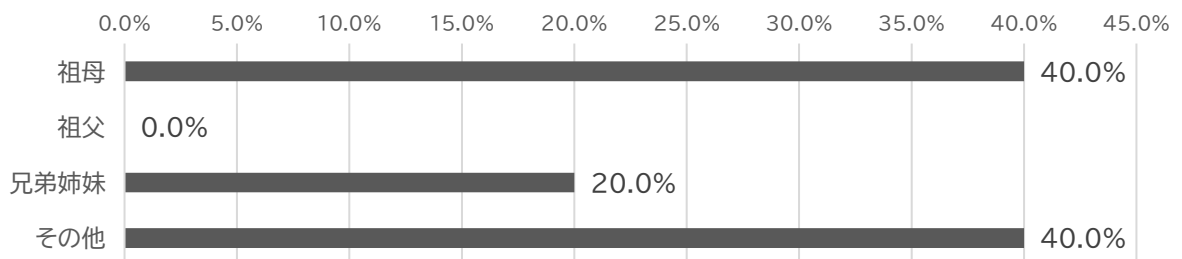
お世話を必要とする人の有無（N=19）



家族の中にお世話が必要な人が「いる」と回答したのは、26.3%であった。

【お世話を必要としている人(複数回答)】

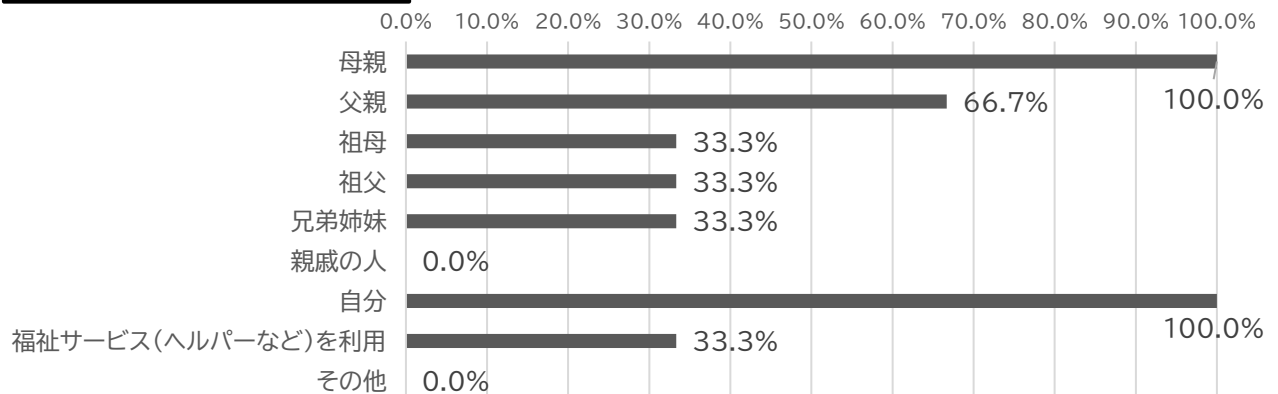
お世話を必要としている人(N=5)



お世話を必要としている人は「祖母」と「その他」が40.0%であった。

【お世話をしている人(複数回答)】

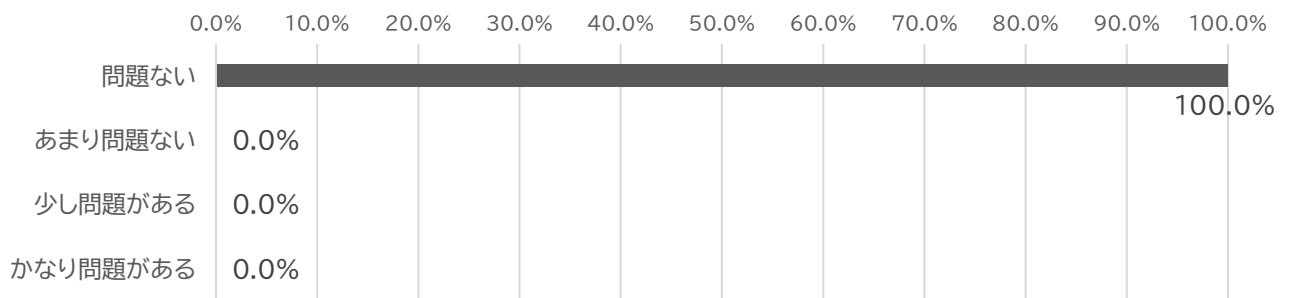
お世話をしている人(N=3)



「母親」と「自分(回答者)」が100%となった。

【生活への支障】

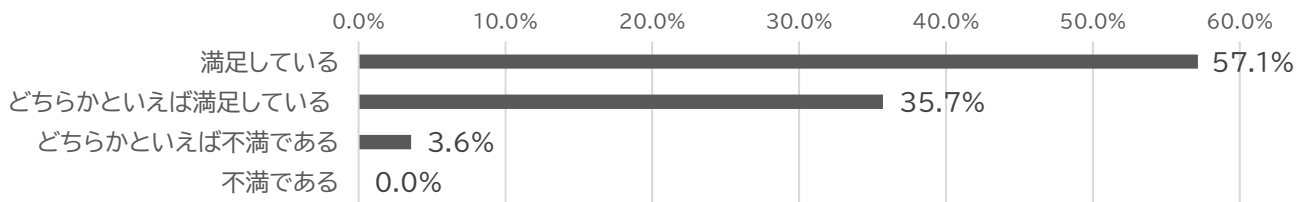
生活への支障(N=3)



お世話での生活への支障は「ない」と100%が回答した

【生活の満足度】

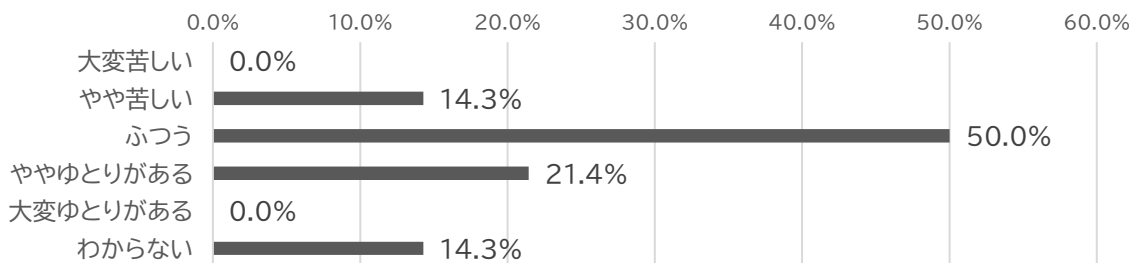
生活の満足度 (N=28)



「満足している」が57.1%と最も多く、次いで「どちらかといえば満足している」が35.7%となった。

【経済的にみた家の状況】

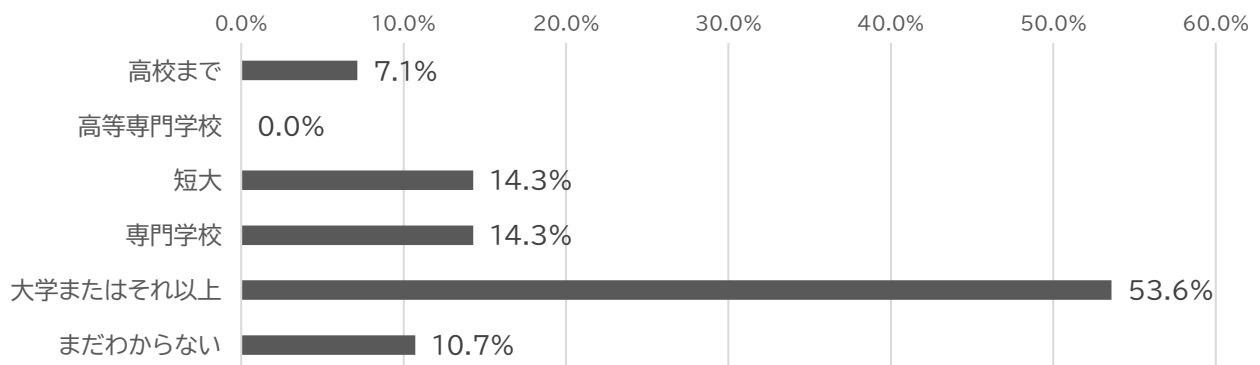
経済的にみた家の状況 (N=28)



「ふつう」が50.0%と最も多く、次いで「ややゆとりがある」が21.4%となった。

【志望する進路】

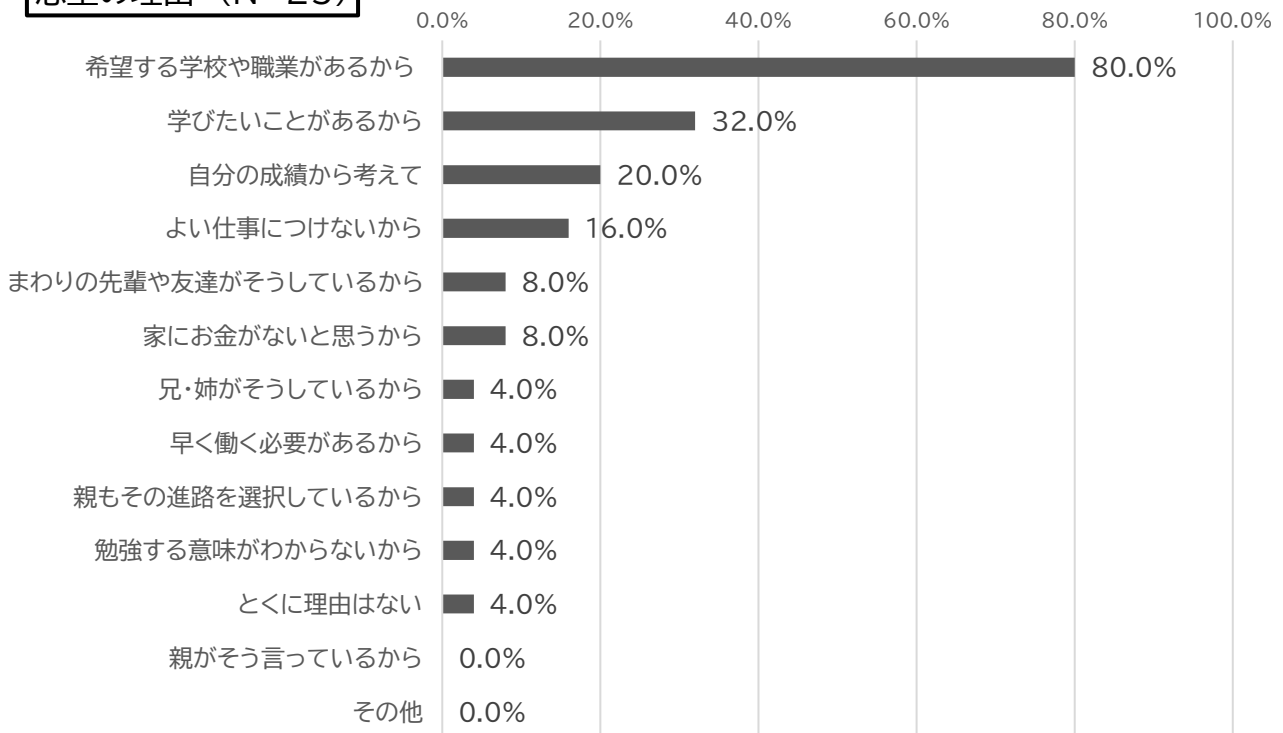
志望する進路 (N=28)



「大学またはそれ以上」が53.6%と最も多く、次いで「短大」と「専門学校」が14.3%となった。

【志望の理由】

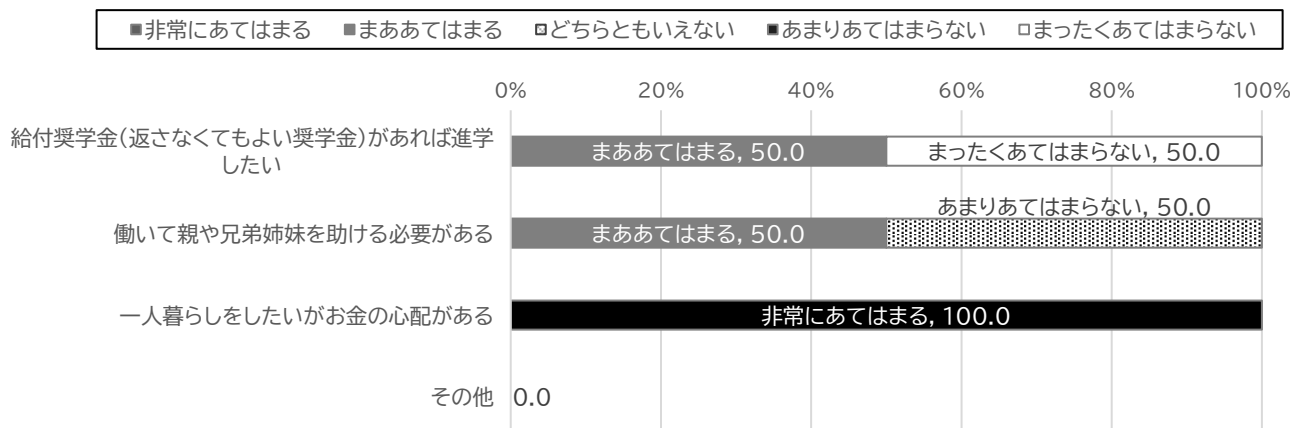
志望の理由 (N=25)



「希望する学校や職業があるから」が80. 0%と最も多く、次いで「学びたいことがあるから」が32. 0%となった。

【高校までと回答した理由】

高校までの理由(N=2)

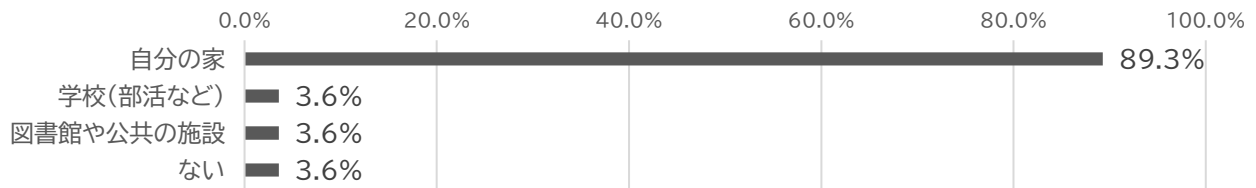


※該当者が少ない(N=2)ため、偏りのある数値(信頼性が低い)となるが参考のため掲示しています。

「一人暮らしをしたいがお金の心配がある」では、「非常にあてはまる」が100. 0%となった。
「給付奨学金(返さなくてもよい奨学金)があれば進学したい」と、「働いて親や兄弟姉妹を助ける必要がある」は、「まああてはまる」とした回答者が50. 0%となった。

【ほっとできる居場所】

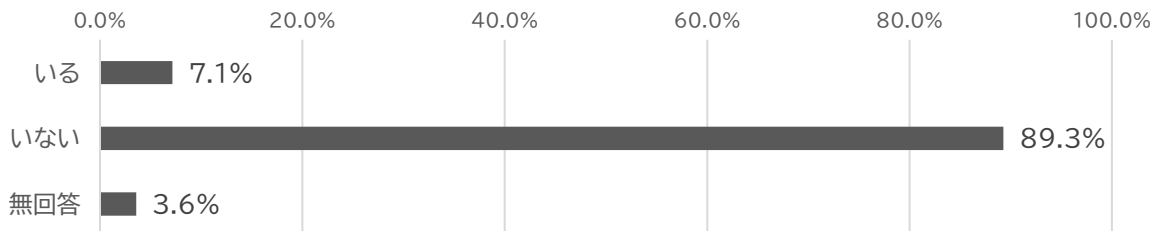
ほっとできる居場所 (N=28)



「自分の家」が 89.3%と最も多く、次いで「学校(部活など)」、「図書館や公共の施設」、「ない」が3.6%となっている。

【高齢や身体が不自由などの理由で家族の中にお世話を必要とする人の有無】

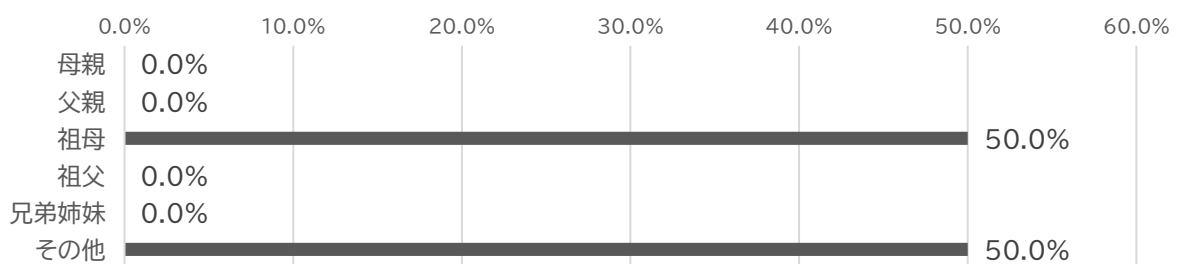
お世話を必要とする人の有無 (N=28)



家族の中にお世話が必要な人が「いる」と回答したのは、7.1%であった。

【お世話を必要としている人(複数回答)】

お世話を必要としている人(N=2)

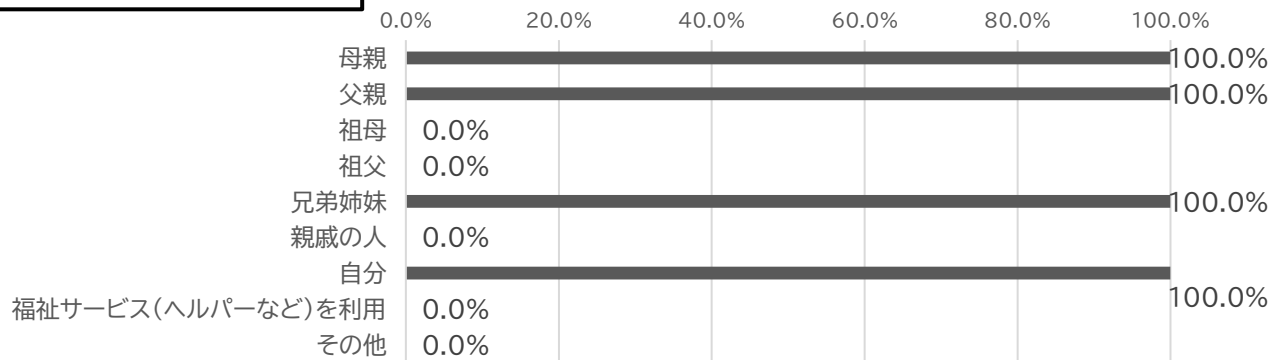


※該当者が少ない(N=2)ため、偏りのある数値(信頼性が低い)となるが参考のため掲示しています。

お世話を必要としている人は「祖母」と「その他」が 50.0%であった。

【お世話をしている人(複数回答)】

お世話をしている人(N=1)

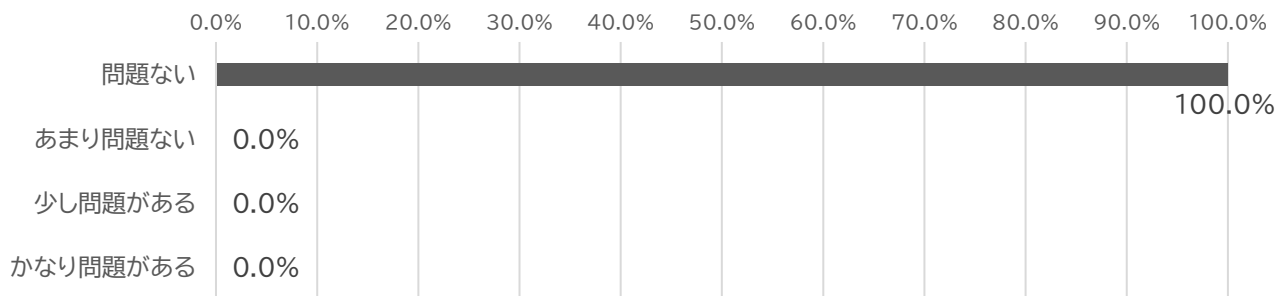


※該当者が少ない(N=1)ため、偏りのある数値(信頼性が低い)となるが参考のため掲示しています。

「母親」、「父親」、「兄弟姉妹」と「自分(回答者)」が100%となった。

【生活への支障】

生活への支障(N=1)



※該当者が少ない(N=1)ため、偏りのある数値(信頼性が低い)となるが参考のため掲示しています。

お世話での生活への支障は「ない」が100%となった。

2 令和7年度～11年度の推計児童人口

(過去5年間の人口を基にコーホート変化率法により算出)

								(単位:人)
児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推計人口	令和7年度	66	69	71	81	74	72	433
	令和8年度	65	67	70	72	84	75	433
	令和9年度	64	66	68	71	75	85	429
	令和10年度	63	65	67	69	74	76	414
	令和11年度	61	64	66	68	72	75	406
児童年齢		6歳児(小1)	7歳児(小2)	8歳児(小3)	9歳児(小4)	10歳児(小5)	11歳児(小6)	6～11歳合計
推計人口	令和7年度	70	83	78	81	76	77	465
	令和8年度	70	73	82	79	82	75	461
	令和9年度	73	74	72	83	80	81	463
	令和10年度	83	77	73	73	84	79	469
	令和11年度	74	87	76	74	74	83	468
児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
推計人口	令和7年度	85	80	103	85	68	89	510
	令和8年度	78	87	79	108	85	68	505
	令和9年度	76	80	86	83	108	85	518
	令和10年度	82	78	79	91	83	108	521
	令和11年度	80	84	77	83	91	83	498

3 岩美町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、子どもの保護者、子ども・子育て支援に係る当事者等から広く意見を聴取するため、岩美町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1)岩美町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2)子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3)子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4)前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1)一般公募者
- (2)子どもの保護者
- (3)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4)子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5)関係行政機関の職員
- (6)その他町長が必要と認める者

2 委員の定数は17名程度とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていないときの招集は、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

4 岩美町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	区 分	団体機関・役職名	氏 名
1	一般公募		田中 夏海
2	//		井上 彩加
3	保護者	浦富保育所保護者代表	山口 洋一
4	//	大岩保育所保護者代表	山根 宏行
5	//	みなみ保育所保護者代表	日下部 舞
6	//	小学校PTA代表	言水 晋平
7	//	中学校PTA代表	津江 政弘
8	子ども・子育て事業従事者	保育所長代表	杉本 亜津子
9	//	児童クラブ指導員	加藤 智恵美
10	//	ファミリーサポート協力員	中原 徳美
11	//	岩美障がい児者親の会	橋本 郁子
12	//	子ども食堂	片瀬 扶佐子
13	学識経験者	小中学校校長会	山口 暁美
14	//	主任児童委員	日下部 菜穂子
15	//	教育委員	米村 裕子
16	関係行政機関職員	鳥取警察署岩美幹部	村尾 圭介
17	//	岩美病院	後藤 篤
18	//	教育委員会学校教育係	福田 義広
19	//	健康福祉課地域福祉係	中島 理恵

5 計画策定の経過

実施年月	内容
令和5年12月12日	第1回子ども・子育て会議開催 (ニーズ調査について)
令和5年12月～令和6年2月	ニーズ調査の実施
令和6年9月19日	第1回子ども・子育て会議開催
令和7年1月21日	第2回子ども・子育て会議開催
令和7年2月12日	第3回子ども・子育て会議開催
令和7年2月21日～3月7日	計画案パブリックコメントの実施
令和7年3月	計画最終案確認(各委員)・計画策定・公表